

第百五十六回国
会

参議院厚生労働委員会会議録第二十四号

平成十五年六月二十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十五日

辞任

風間 昶君

補欠選任

加藤 修一君

出席者は左のとおり。

委員長

金田 勝年君

理事

武見 敬三君

中島 眞人君

浅尾慶一郎君

山本 孝史君

沢 たまき君

委員

狩野 安君

斎藤 十朗君

伊達 忠一君

中原 爽君

南野知恵子君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

森田 次夫君

朝日 俊弘君

今泉 昭君

谷 博之君

堀 利和君

加藤 修一君

井上 美代君

小池 晃君

森 ゆうこ君

大脇 雅子君

西川きよし君

国務大臣

厚生労働大臣

坂口 力君

副大臣

厚生労働副大臣

鴨下 一郎君

事務局側

常任委員会専門員

川邊 新君

政府参考人

厚生労働省医薬局長

小島比登志君

厚生労働省労働基準局長

松崎 朗君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

岩田喜美枝君

厚生労働省政策統括官

青木 功君

参考人

日本郵政公社常務理事

稲村 公望君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障及び労働問題等に関する調査(母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案に関する件)

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

昨二十五日、風間昶君が委員を辞任され、その補欠として加藤修一君が選任されました。

○委員長(金田勝年君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

労働基準法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省労働基準局長松崎朗君外三名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○今泉昭君 おはようございます。民主党・新緑風会の今泉でございます。

まず最初に、育児・介護休業の有期契約労働者への適用についてちょっとお伺いをしたいと思っております。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の総則にあります第二条の中に、対象労働者が、「日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く」というふうに明示されているわけでございますが、細かい施行令などを見てみましてもなかなか分からない点があるわけでございまして、そういう意味でもう一度改めてお聞きしておきたいと思うわけですが、有期労働契約の場合に育児・介護休業法の適用が原則としてないという形になっているようでございますが、どういう条件のときにあるのかどうか、その点についてひとつ、分かりやすくひとつ説明していただきたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 今、委員がおっしゃいましたように、育児・介護休業法の中で様々な措置が規定されておりますが、その中で、育児休業と介護休業、休業の部分についてです

が、休業については有期労働者が適用の除外になっております。それ以外の措置については有期労働者を適用の対象としているということでございますが、有期労働者は適用除外になっておりますけれども、その就業の実態を見て、期間、契約の期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態となっている場合については休業についても適用するという運用をいたしております。

どのようなケースがこれに該当するかについては、それを判断する際の留意事項を指針で定めております。この指針は、有期労働契約の雇止めについて争われた裁判例が過去たくさんございまして、この裁判例を勉強いたしまして、期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態に至っている契約と認められているかどうかということとを裁判所が判断する際に、どういう要素が判断する際の要素になっているかということをお勉強いたしまして、それを示したものでございます。

具体的に申し上げますと、一つには、業務内容が恒常的であるかどうか、業務内容が臨時的であれば駄目ですが、その仕事内容が恒常的であるかどうか。そして二つ目には、契約が更新されている、一回以上契約が更新されているという事実があるということ。そして三つ目には、三つ目は幾つかの中から何が該当するかということですが、更新の手続が、代表的なケースでいいますと、更新の手続が形式的である、そこまでまた一々判断することではなくて手続が形式であるといったような場合。以上の三つの項目に該当する場合には、期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態であるというふうに裁判所で判断されることが多いというところが分かりましたので、そういうことを指針にお示しをしているところでございます。

○今泉昭君 今回、有期の上限が三年から五年に延長されるわけですが、この延長に従って

この取扱いに關してどのような変化が起こるのか、今までと全く変わらないのか、その点について説明をしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 育児休業制度については十三年の臨時国会で改正をしていただきましたけれども、その後、仕事と子育ての両立支援政策の必要性というのは、次世代支援という観点からも更に重要になっているということで、本年の四月から労働政策審議会で育児休業制度等の見直しの議論が始まっております。委員が今御指摘になりました点も含めて広く審議することになると考えております。

○今泉昭君 ありがとうございます。

それで、これから先の質問に關しましては、これまでいろいろと基準法に關しましての質疑が行われてまいりました。今日は、お聞きするところによりまして、最後の基準法に關する質疑の機会だというふうに考えますので、法の解釈の面につきまして、改めてこういう解釈でいいかどうかということの確認をする意味で質問をさせていただきます、かように考えます。

まず第一でございますが、今回の第十八条の解雇に關してでございますが、今回の第十八条の二の文言の趣旨につきまして、改正案は解雇権濫用法理をそのまま法制化したものというふうに私はもは解釈をしておりますし、また裁判上の立証責任負担が変ることはないというふうに私も理解をしております。この問題に取り組んでいただいておりますが、そういうことを前提といたしまして、五つの問題についての質問をさせていただきますと思ひます。

まず第一は、この条文の文言は、日本食塩製造事件最高裁の判決で確立いたしました解雇権濫用法理とこれに基づきます裁判実務の通例に即して作成されているというふうに理解をしておりますけれども、それでいいかどうかというのが第一点であります。

それから第二点は、民法第一条第三項の権利濫用の規定を基礎にいたしました解雇の場面における

る当てはめを規定したものであり、条文にある「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」という要件に該当すること、民法第一条第三項の権利濫用の規定に該当することを明確にしたものであるというふうに理解をさせていただきたいという点であります。

それから第三点は、細かくなって申し訳ありませんけれども、民法第一条第三項の権利濫用の規定に該当することに伴ひまして、解雇無効という法律効果が生ずることを明らかに実はこの法文でもってしているんだ、こういうふうに理解をさせていただきたい。

それから第四は、最高裁判例では、不合理な理由という文言が認められておらず、あえて「合理的な理由」という文言が用いられ、また民事裁判実務では、合理的な理由の有無については解雇した使用者にこの点についての主張立証を尽くさせるのが通例でありましたけれども、今回の規定に当たりましては、この点を考慮して、従前の取扱いを維持するために、条文上にも、不合理な理由という文言を用いるのではなくして、合理的な理由を欠くということを要件に掲げたいというふうに理解をさせていただきたい。

最後の第五点であります、今回の条文におきまして、「社会通念上相当である」と認められない場合」という文言が用いられ、社会通念上相当な場合」という文言を用いなかったのも、実は「合理的な理由」という文言を用いた理由と同様の理由であるというふうに解釈をさせていただきたい。この五点についてのひとつ御回答を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 確認の意味での御質問をいただきましたので、私の方も少し読ませていただきますが、御指摘いただきましたように、労働基準法の第十八条の二の規定でございますが、判例のいわゆる解雇権濫用法理をそのまま条文上明確にしようとしたものでございます。これまでの判例法理と

して裁判実務に定着していたものを法律に明記することとしたものでございます。

また、この規定は、民法第一条第三項との関係でいえば、労働基準法第十八条の二に規定する「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」という要件に当たるとは民法第一条第三項の規定に該当することとなり、その法律効果として解雇が無効となることを明文化したものであります。

以上のとおりでありますので、議員の御指摘のとおりでございます。

○今泉昭君 分かりました。

それでは次に、建議の中で、これまでの代表的な判例及び裁判例の内容を周知すること等によりまして、この規定の趣旨について十分な周知を図るというふうに明記されているわけでございますが、行政当局といたしましてはどのような周知の仕方を考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(鴨下一郎君) お答えいたします。

建議を踏まえ、都道府県労働局及び労働基準監督署において、判例及び整理解雇四要件に關するものを含めた裁判例の内容の周知を図ってまいります。

○今泉昭君 それでは次に、就業規則の問題についてお聞きしたいと思ひますが、もう言うまでもなく、就業規則は、従業員十名以上を雇っている企業にとつては、就業規則を決めて、作りまして、これを基準局に提出しなかならないことになっていくわけでございますが、就業規則に解雇の事由を記載させるようにすることで、一体どのようなものを記載させなかならないということに關しましてどのような指導や周知徹底を行っているのか、なかなかその点にまで一般の中小零細企業においては分からないところが多いと思ひます。そこで、その点につきましてどのような活動を行われるのか、お伺いしたいと思ひます。

○副大臣(鴨下一郎君) これにつきましては、モデル就業規則を新たに作成し、その普及を図るとともに、労働基準監督署における就業規則の届出の受理に当たっては、解雇の事由ができる限り明確に記載されるよう、モデル就業規則を活用すること等により、使用者に対して必要な相談、援助を行ってまいります。

○今泉昭君 重ねて申し上げますが、中小企業の場合はなかなか就業規則一つ作るのも大変な作業でございます。その周知徹底に是非ひとつ今後とも努力をしていただきたい、こういうふうに思っております。

次に、建議の中で、労働条件の変更、さらには出向、転籍、配置転換等の労働契約の展開を含めて、労働契約に係る制度全般の在り方について検討すると、こういうふうになっているというふうに思っておりますが、これにつきまして、いつ、どういう場で、どこから検討を行うつもりであるかどうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 労働条件分科会のこれは御意見を十分にお聴きしたいというふうに思いますが、その上で速やかに検討を開始したいというふうに考えております。

○今泉昭君 それでは次に、有期労働契約關係について確認をさせていただきたいと思ひますが、第十四条第二項の厚生労働大臣が定める使用者が講ずべき労働契約の期間満了に係る通知に關する事項その他必要な事項についての基準というふうになっておりますが、これは一体、どこにおきまして、どのように定めていくつもりなのか、また、その中で、建議で盛られております一定期間というのはいくらの期間を考えていらっしゃるのかどうか、この点についてお伺いします。

○副大臣(鴨下一郎君) 当該基準につきましては、大臣告示で定めることを予定しております。

告示の内容につきましては、これは現行の指針の内容を基礎といたしまして、労働条件分科会の御意見を踏まえて定めていきたいと、かように

に考えております。

○今泉昭君 それでは次に、第十四条の第三項を設けることで労働基準監督署の指導においてどんなところが変わるのか、お聞きしたいと思うんであります。

こういう労働関係のいろいろな基準が改正されますと、労働基準監督署の対応というのは非常に重要になってくるわけでございます。私のところにも、この有期雇用問題だけではなくして、いろんな形で労働基準監督署の対応が非常に良くないという実は批判も来ているわけでございまして、そういう意味で、一体指導においてどんなところを変えていくつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣(鴨下一郎君) これにつきましては、契約期間満了の通知を始め、基準の内容が遵守されますよう、これ集団指導等の場を通じて必要な助言、指導を行うと、こういうようなことになっております。

○今泉昭君 今、集団指導と言われましたが、集団指導というのは具体的にどんなあれを考えればいいんですか、集団指導というのは。

○政府参考人(松嶋朗君) これ、現場におきまして、地域ごと、また業種ごと、そういったところであらう、事業主の団体がいろいろ集まっていたりしてその場でもって指導すると。個別な指導といえますより、制度の趣旨、そういったものから始めまして、一種講演会のような格好で指導し、さらに、それが終わった後、必要があれば個別相談にも応じるというふうな格好で順次行っております。

○今泉昭君 それでは次の問題に進みますが、第十四条の第一項第一号の「専門的な知識、技術又は経験であつて高度なものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等」というのは、一体どういう形で、いつ決めていくつもりなのかどうか、その「専門的知識等」というのはどのようなものを考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 御指摘の基準につきましては、大臣告示で定めることといたしております。

具体的には、弁護士さんでありますとか、あるいは公認会計士さんなど専門的な知識、技術又は経験であつて高度なものを有しており、自らの労働条件を決めるに当たり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的知識、技術又は経験を必要とする業務に従事させる場合に限定する方向で、労働条件分科会、この労働条件分科会の御意見をお聴きをいたしまして定めていきたいというふうな考えているところでございます。

○今泉昭君 次に、建議の中で、有期労働契約が果たす役割など有期労働契約の在り方について今後引き続き検討していくというふうに明示してありますが、これについては、いつから、どういう形で、どこで検討されるつもりなのか、この点についても伺います。

○国務大臣(坂口力君) 有期五年の退職の自由、それから有期雇用の反復更新問題、それから期間の定めのない契約とするみなし規定の制定、それから有期雇用とするべき理由の明示の義務化、正社員との均等待遇など、これは有期労働契約の在り方につきまして労働条件分科会の御意見を踏まえまして速やかに検討を始めたかと考えております。

○今泉昭君 同じく建議の中で、実は期間の上限を延長した場合のトラブル、その発生について状況を把握しようというふうになっておりますけれども、このトラブル発生状況については、いつ、どのような調査をされる予定になっているのかどうか、お聞きいたします。

○副大臣(鴨下一郎君) トラブルの発生状況につきましては、労働基準監督署における相談や指導、さらに個別紛争処理の状況等、労働基準監督署や都道府県労働局の業務において把握する方法など、様々な手段により的確に把握してまいりたい、かように考えております。

有期契約労働者に係る調査を行うことといたしております。

○今泉昭君 それじゃ次に、裁量労働制につきまして伺いたいと思います。

第三十八条の四の事業運営上重要な決定が行われる事業場においてという文言を削除することになったわけですが、対象となる事業場の範囲というのはどこでどのように定めるつもりなのか、この点について伺います。

○国務大臣(坂口力君) 事業運営上重要な決定が行われる事業場において、この文言を削除することによりまして安易な拡大にならないような規定を大臣告示で定めることといたしております。

具体的には、先ほどから何度も申し上げておりますように、労働条件分科会の御意見を踏まえまして定めていきたいと考えているところでございます。

○今泉昭君 実は、最近非常にサービス残業の問題が新聞紙上でもいろいろ報道されておりますし、つい最近も東京の労働局、十八の労基署におきますところの半年間におけるいわゆる割増し賃金の支払がなかった実態が、二十二億円を上回るような大変多くの不支払の実態が出てきているわけでありまして、これは裁量労働に従事する労働者だけではなくしてほかの労働者も含めてのことでございますが、裁量労働というものと非常に関係のないことで私はないというふうに見ているわけでありまして。

したがって、裁量権がない労働者に対して適用されていることに何らかの指導を行うべきではないか、労働時間の問題について、いうふうには私はないというふうな見解を私はないというふうな見解をお聞きしたいと思います。

○副大臣(鴨下一郎君) 適用対象となる労働者の範囲が裁量労働制の趣旨を逸脱することがないよう指導を行ってまいりたいと、かように考えております。

○今泉昭君 あわせて、確認をしておきたいと思っておりますけれども、裁量労働制の緩和というものが

いわゆるサービス残業隠しに悪用される危険性が非常に高いわけでございまして、このための指導徹底を強化すべきではないかと思いますが、この点についてはどうですか。

○副大臣(鴨下一郎君) 先生御指摘のように、裁量労働制を採用している事業場に対する指導監督につきましては徹底して行っている、こういう所存でございます。

○今泉昭君 建議によりまして、企画業務型裁量労働制の在り方に関連いたしまして、いわゆる「労使委員会の在り方について、今後検討していく」というふうにありますけれども、これはどこで検討されるんですか。労働条件分科会でやるつもりなのか、その点について。

○副大臣(鴨下一郎君) 今、先生御指摘いただきましたように、労働条件分科会で検討を行ってまいりたいと、かように考えております。

○今泉昭君 企画業務型の裁量労働制の健康・福祉確保措置に係る労働基準監督署への報告の時期についてでございますけれども、最初は六か月以内、その後は一年以内のごとに一回行うとしている施行規則第二十四条の二の五第一項について、これは今後変えるようなことを検討するつもりはないかどうか、お伺いします。

○副大臣(鴨下一郎君) 報告の時期につきましては、健康・福祉確保措置に係る報告は大変重要なものと考えておりますので、施行規則について変更することは考えておりませんが、いづれにしても報告の時期については労働条件分科会の御意見を踏まえつつ定めていきたい、このように考えております。

○今泉昭君 裁量労働に従事する労働者の健康・福祉管理というのは非常に重要なことでございします。是非、労働条件分科会で検討をされるとするならば、十分にその意見を聴いて定めていただきたい、というふうな考えております。

次に、決議の有効期間について、建議におきましては一年となっている暫定措置を緩和することとしておりますけれども、施行規則附則の第六十

六条の二をどのように変更されようとしているのか、また、これについてもどこで検討されるつもりなのか、お伺いします。

○国務大臣(坂口力君) 決議の有効期間といたしましては、これはもう無制限ではなく三年以下が適当であるというふうに考えております。いずれにいたしましても、これも労働条件分科会の御意見を踏まえて定めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、労働条件分科会で決めたをいただかなきゃならないこと、御議論いただかなければならないこと、非常に多いわけでございますので、速やかに、そしてまた順序よくひとつお願いを申し上げていきたいというふうに思っている次第でございます。

○今泉昭君 次に、協定の代替決議、第三十八条の四の第五項によりますと、企画業務型裁量労働制についての決議をしなくても、労使委員会で変形労働時間や、あるいはまたみなし労働時間などの決議に代わる決議をすることができて、その場合は監督署に届けなくてもよいということになりますけれども、監督署がそのような事業場であることを把握するために必要な措置をやはり準備すべきではないか、こういうふうに考えるんですが、この点についてはいかがですか。

○副大臣(嶋下一郎君) 企画業務型裁量労働制を採用している事業場に対しては、企画業務型裁量労働制の決議届の受理時に協定代替決議の有無を確認する、こういうようなことをするわけでありまして、そのほかにも臨検指導等の際に保存、周知が義務付けられている労使委員会の議事録の閲覧を求めることなどを通じて決議内容等を把握し、先生御指摘のような必要な指導監督を徹底してまいりたいと、かように考えております。

○今泉昭君 決議の有効期間が三年というふうになることに伴いまして、適用労働者が健康上の理由などから裁量労働の適用の中止を申し入れた場合ですけれども、労使委員会を直ちに開催し、適

用から外すこととする等の救済措置については検討するつもりがあるのかどうか、この点についてお聞きいたします。

○副大臣(嶋下一郎君) 労使委員会の委員は、対象労働者から同意を撤回することを認めることとする場合には、その要件及び手続を具体的に定めることが適当であることに留意する旨を指針において定めているところであり、この内容の周知徹底に努めてまいると、こういうことでございます。

○今泉昭君 確認の質問は以上でございますけれども、最後に、通告はしていないんで申し訳ないんですけれども、見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

最近のいわゆる交通事故の大型交通事故を見ても、どうも運輸業界におけるドライバーのいわゆる労働時間の管理というものが実にずさんである、あるいはまた、大変オーバークラスな実態は労働時間を強いられているという状況が見られるわけでありまして。

そういう意味で、この労働時間、裁量労働をこのように緩和していくわけでございまして、ドライバーの労働時間が裁量労働時間とは申し上げませんけれども、特に人身に直接大きな影響を与えます事故を起こす業界でございまして、このような業界の労働時間の徹底的な管理、指導というものが重要ではないだろうかというふうに考えますけれども、この点について大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(坂口力君) 御指摘のように、この数日間の間に愛知県を中心にいたしまして二、三回、これも続けて大変に大きな事故が起きているわけでございます。私もニュースを見ながら、ドライバーの皆さんが一つの企業の中で働くだけではなくて他の企業でも働き、そして続いてまた働いておみえになる、日夜を問わず仕事をしておみえになるというようなケースがあるやに報道されておりました、大変これは大きな問題だというふうに思いながらニュースを拝見しているところ

でございます。

いずれにいたしましても、これはバスであれ、あるいはトラックであれ、あるいはまた軌道の上を走ります電車であれ、そうした運転をされる皆さんの問題というのは、その人だけではなくて他の人々を巻き込む問題でありますだけに、非常に管理をきちっとしていかなければならない責任があるのではないかとこのように思います。

一つは、我々の方も賃金不払残業の対策を強化をしているところでございますが、そうした問題だけではなくて、この労働時間そのものをどうしていくか。とりわけ運転をされる皆さんの労働時間というものについてしっかりと管理、監督をしていかないといけないのではないかとこのように思っているところでございます。これは国土交通省とも関連の問題でございますが、労働条件のことが絡んでまいりますので、早速最近のそうした事態も十分検討をいたしまして対応したいというふうに思う次第でございます。

○今泉昭君 ありがとうございます。

特に日本の場合、国際化に伴いまして、日本のコスト高の中心が運輸コストとエネルギーコストと人件費コストにあるというようなことが言われている中で、特にこの運輸コストの削減のために、中小零細企業が大変多い運輸業界におきましては、非常に低廉な労働条件、賃金に加えて長時間の労働というものが押し付けられるような状況にございます。ひとつ監督指導を十分にしたいでございます、こういうふうに要望しておきたいと思っております。

それからもう一点、申し訳ございません、見解をこれお聞きをしておきたいというふうに思っているわけでございます、やめます。

ちょっと時間がありますけれども、私の質問をこれで終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

裁量労働制の問題についてお聞きをしたいと思っております。

今まで企画業務型の裁量労働制の対象となる事業場は本社に限定されていたわけですが、しかし、本法案ではこれを本社以外に拡大すると。企画業務型は、その企画、立案、調査及び分析という業務すべてを行う労働者対象ですけれども、裁量権があるかどうかということについては、なかなかこれは外からは見にくい、判断がしにくい問題だと思っております。だからこそ、この原則本社という外形的要件が極めて重要だったというふうに思うんですね。

この外形的要件というのがなくなれば、これはその最大のやっぱり有効な歯止めがなくなってしまうってホワイトカラー全体に広がるんじゃないかという懸念を私ぬぐえないと思うんですが、いかがお考えですか。

○政府参考人(松崎朗君) 今回の企画業務型裁量労働制の見直しでございますけれども、これは御指摘のように二点ございまして、一つは要件としてのいわゆる事業場要件、本社・本店等に限定するといった限定されておりまして、もう一点は手続でございますけれども、大きく二点ございまして。

その最初の事業場要件でございますけれども、これは、当初この企画業務型の裁量労働制を導入いたしますか、制度化したときの状況と若干違っております、実態を見た場合に、やはりここで想定をしておりますいわゆる企画業務といったもの、経営戦略でございますとか人事戦略、そういったものを考えるといった業務というのが本社・本店だけでしか行われないというのではなくて、やはり産業活動の実態として、やはりある程度の規模といたしまして、権限を委譲されました支店・支社、そういったところでも行われているという実態、こういったものに合せて行っているというふうなものでございまして、制度の基本的な考え方といったものに変更があるというふうには考えてはおりません。

きるわけでございますので、ちゃんと労働者の保護に欠けるといったことはないというふうに考えております。

○小池晃君 書面の保存義務があるといったって、後で問題になったって遅いんですよ、これは。その都度その都度やっぱりチェックするということも必要でしょう。後で問題起こったら書面を見ればいいって、そういう話じゃないんですよ。過労死起こってからじゃ後の祭りなんです。やはりこれは書面が保存してあるからいいんだということは、私は言い訳にならないと。

こういう大事な情報をやっぱり報告事務を廃止するということは、これは撤回すべきだと。せめて、今回、この削除する要件については、私は、今広げるわけですから、一方で裁量労働制の拡大するわけですから、それによってどういう問題が起こってくるか見た上で、少なくともせめてやるべきじゃないですか。だとすれば、例えば施行規則などで担保するとか、こういう最低限の報告事項などは当面残して、やはり労働者の健康状態にどんな影響あるのかとしっかり見極めるべきじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(松崎朗君) 現行の運用におきましても、いろいろ現場における監督が行きます監督指導、そういった場においてチェックをしておりますし、今後におきましても、繰り返しになりますけれども、そういった実際の指導監督、そういった場におきましてそういう書類、そういったものをチェックすることによりまして確認ができるということ、欠けることはないというふうに考えています。

○小池晃君 そういう事後チェックでは遅いんだと言っているんですよ。こういう問題は、やはり労働者から、問題起こった、そういったことをやはりきちっと把握するシステムがあつてこそ担保されるんだと私申し上げているんです。こういう大事な要件を廃止するというのも、これは大問題だと。

さらに、決議は委員会全員合意を五分の四の多

数に引き下げるようになっていそうですね。これも重大です。

これは九八年の労基法改悪の際の本会議質疑で、我が党の市田忠義議員の質問に対して、当時の小淵総理、こう言っているんです。新たな裁量労働制について、労使委員会において全員一致で決議し、労働基準監督署に届けることとしておりますことから、適正な運用が確保できると考えております。改正法案は、委員の全員一致で決議しなければならぬことを規定いたしております。労使の十分な話し合いによる適正な運営が確保されるものと考えておりますと二度もお答えになつています。それほどこの全員一致制というのが裁量労働制の適正な運営の非常に重要な担保だつたというふうに認識をされておられたと思うんですね。

さきの法改正時にはそういう認識だつたということは、確認したいんですが、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人(松崎朗君) 当時、この企画業務型裁量労働制が初めて導入されたときにおきましては、いろいろ今後の問題といえますが、まだ未知の部分があつたということで、こういった修正がなされたというふうに理解はしております。

○小池晃君 これは重要だつたわけですよ。一人でも反対があれば裁量労働制導入できないと。うなれば、懸念される問題をみんな解決しようと努力する。導入の協議が非常に緊張感の中で行われることになつたと思うんです。このやはり運用の適正化の非常に重要な担保をなぜ廃止するの

仮に、これ、労使五人五人の委員会だとすると、労働者の二人が懸念を表明して反対してもこれは導入できるということになるわけでありまして、これは労働者の少数意見、これを法律上踏みこじめるということにもなる。私、これは重大だと思ふんですが、これはなぜこういうことをやるのかについてお答えいただきたい。

○政府参考人(松崎朗君) これは労使委員会の仕組みでございますけれども、これは通常、労使委員会の前に労働基準法の仕組みでございますけれども、労働基準法といふものは、御案内のように最低基準といふものを罰則付きで設けまして、それを緩和するに当たっては、労使協定とかそういう格好で労使の協定によって一部緩和したり適用除外したりといった仕組みが基本でございます。

そういった仕組みの中でやっているわけでございますけれども、労使協定といふのは厳密に言えば一対一でいいわけでございますけれども、労使委員会の仕組みというのは、これも御案内のように、二人以上ということでございます。二対二以上、同数ということになっております。正にこれは合議制というふうな仕組みを取っております。したがって、さらに合議制といった場合にはいろいろ議論がなされるわけでございまして、その議論の経過、議事録につきましても、きちんとそれを保存して関係労働者に周知するという義務付けがなされております。

したがって、ちょっと悪い方悪い方かもしれませんが、従来の労使協定方式よりも合議制による労使委員会方式というのは逆により民主的だといふふうにも考えられるわけでございまして、そういった合議制による決議という仕組みで考えた場合には、何も全員一致ということの必然性というのはいささか理論的ではないわけでございます。

ただ、導入の際には、そういういろんな経緯があつてそういう修正があつたわけでございますけれども、その導入後の運用、そういった実態、さらには運用しております当事者、そういった御意見を聴きました場合に、そういった弊害が認められないといふことから緩和をすることにいたしましたわけでございますけれども、さらに、この五分の四といふものは、今おっしゃつたように、片一方が全員賛成した場合、もう片一方が過半数が賛成しなければ導入できないということでございます。

で、正に少数といふか、少数の反対があつたらすべてできないというものでなく、やはり全体の中での合議制というものの、そういったものを重視するということからこの制度の趣旨というものを守られるというふうに私どもは考えているところでございます。

○小池晃君 そもそもこれはいい制度だつたのに、最初は懸念があつたから全員一致にしたんだというふうにおっしゃるんですが、しかし、裁量労働制が導入されてから労基法三十八条四にかかわる違反件数というのはこれは毎年だけ出ていっているんですか。主な内容を簡単に御紹介いただきたい。

○政府参考人(松崎朗君) これは企画業務型の裁量労働制の導入が十二年でございますので十二年以降でございますけれども、大体これは個別のものは別として数で申し上げますと、平成十二年には、四十四の事業場を監督いたしました二十四件。この二十四件といふのは、一つの事業場で二件以上あつた場合、これは二件以上とカウントされますので、二十四事業場という意味ではございせん、二十四件。また平成十三年におきましては、八十九事業場を監督した結果、四十六件、また平成十四年では、八十事業場を監督した結果が、何らか違反があつたところが二十二件という状況でございます。

中身でございますけれども、主なものを申し上げますと、裁量労働制の対象業務に従事することについて、この御本人、労働者の同意を記録し保存をしないといふもの、また裁量労働制に係ります労使委員会の議事録が労働者に周知されていなかったといふもの、さらには裁量労働制に關します定期報告を、これは六か月、最初は六か月以内にせよといふかぬわけでございすけれども、六か月以内に所轄の監督署長に提出しなかつたといったもの、こういったところが見られているところでございます。

○小池晃君 そもそも企画型の適用事業場、百八十二か所しか前はないわけですよ。そういう中

で既にこれだけ違反が出ているわけです。それにもかかわらず、適正に行われているから拡大していいなどと言えるのだろうか。

ちょっと大臣、今までの議論を踏まえてちょっとお聞きしたいんですけども、今回本社以外の拡大で、これは裁量制を取る職場というのは恐らく増えるでしょう。かなり私は増えるのではないかとこのように危惧をしております。一方で、こういう違反の実態もあると。そういう中で、今必要なことは、少なくとも労基法の手続を厳格に守らせると。今のルールを守らせることを徹底的にやるべきであって、こういう中で、本社以外に拡大するだけじゃなくて、さらに手続要件まで緩和して拡大しやすくなるというのは、私は一気に水門を開けるようなこういうやり方は到底納得できないんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 労基法をきちっと守らせなければならぬことは御指摘のとおり、私もそう思います。それはそういうふうにしていかなければいけないというふうに思いますが、しかし、今回の裁量労働制を導入するということは、それは一つは労働者にとりまして、労働者が自分に合った働き方と申しますか、自分の考え方に沿った働き方というところをある程度は選択できるわけでありまして、決してマイナス面だけではないと私は思っております。

そうしたこと考慮に入れながら、しかし全体として裁量労働制が、先ほどからお話のありますように、長時間労働あるいはまたサビ残業といったようなことには大変な大きな拡大をしていくというふうなことになるばこれは問題でございまして、できる限りそういうふうにならないように我々も監督指導を強化していかなければならないというふうには思っております。

○小池晃君 私、こういう実態の中で、適用拡大だけではなくて手続要件まで緩和するということは、本当に裁量労働制の持っている危険性を日本労働者全体に広げる危険性が非常に強いというところを改めて指摘をしたいと思うんです。

有期雇用について若干お伺いしたいんですが、十四条の二で「その他必要な事項についての基準を定める」というのがあります。これは「労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため」というようなことで書かれているわけですが、この項をなぜ設けたのか、一体どういう紛争を想定して設けているのか、お答え願いたいと思います。

○副大臣(鴨下一郎君) 有期労働契約におきましては、これは契約更新の繰返しによりまして、一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然契約更新をせずに期間満了をもって退職させる等、こういうようないわゆる雇止め、雇止めのトラブルが非常に多いわけでありまして、有期労働契約が労使双方にとって良好な雇用形態として活用されるようにするためには、このようないわゆる雇止め等をめぐる紛争の防止、解決を図っていくと、これが極めて重要なことだろうというふうに思っております。今回の改正におきましては、これは厚生労働大臣が有期労働契約の締結及び更新・雇止めに関する基準、これを定めることとしておりまして、この当該基準に基づいて労働基準監督署が必要の助言、指導を行う、こういうようなことによつて紛争の発生、そしてその未然の防止をしていきたいと、こういうふうには考えているところであります。

○小池晃君 先日、大臣も私の問いに対して雇止めが必要だと、何らかの雇止めを作らなきゃいけないというふうにおっしゃったと思うんですね。この基準というのはそれに当たっているんだと思うんですが、雇止めという点では一体どのようなことをお考えになっているのか。さっきから労働審決で決めるとおっしゃるんですけども、これは国会ですら、何か大事なことは審議会で決めることになったら国会は何のためにあるのかということになるんで、基本的な考え方としてどのような雇止めを考えているのか。ちょっとここは大臣に考え方を示していただければと思うんですが。

○国務大臣(坂口力君) 雇止めを作らなければならぬということをおっしゃるわけですが、これは、具体的にそれをどうするかということとは、それは専門家に任せなければいけないというふうには思っております。

その中には、それは現場のことをよく知った人たちもその中に入っていたら、どういうことを考えるのか、雇止めになるのかということをお考えをいただかないといけないわけでありまして、言ってみればこの委員会等、国会での議論はその大枠を決めて、より具体的なことはそうした現場のことを熟知した人に決めていただく、これがやはり大事だと、私はそう思っております。

○小池晃君 いや、だからその大枠を今お伺いしたつもりなんですけれども、大枠としてどういう雇止めが必要だということに大臣として考えておられるのかということなんです、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) だから、雇止めが必要だということが大枠であります。

○小池晃君 それはもう当然のことなんです、雇止めは。そういう雇止めが必要かという大枠を私はお伺いしているんですけども、ちょっとお答えないんですが。

それからもう一つ、三年有期の問題で退職の自由を明記されているんですけども、これは衆議院の修正で明記されたわけですが、五年有期については、これは先日の参考人質疑でも、特例労働者についてこそ雇止めが必要なんだ、使用者の足止め、拘束が強まるということが明らかであり、何らかのものが必要なんだという懸念が表明されております。

参考人にお聞きしたいんですが、三年の場合に限らず五年の特例労働者についても拘束されることなどあってはならないと思うんですが、法の運用に当たって厚生労働省としてどう考えておられるか、お答え願いたいと思う。

○政府参考人(松崎朗君) この今回の五年に延期をするいわゆる専門職の方でございまして、これは出

も、こういった方につきましては、やはりその労働者の範囲といったもの、これが使用者とのいろいろな交渉、そういった場におきまして、決して使用者に押しつけて下といひますか劣位に立つものではないということをお断言しておきます。したがって、中途で解約といひますか、辞めるといったことにつきましては、これにつきましては、やはり契約でございまして、契約は結んだ以上、双方は誠実に守らなければならないというのが基本でございまして。

そういった今申し上げたような方につきましては、そういった拘束も含めて、その処遇、報酬、そういったものも含めてすべて総合的に判断をして自らの責任において決めていただくわけにございまして、こういった方について一方的に片方だけこの解約の自由ということをお認めするというのは、やはり民法の大原則に非常に大きな修正を加えるということになるのかと思っております。

○小池晃君 しかし、その意に反して不当な拘束などあってはならないということについては考え方は同じということではよろしいですね。

○政府参考人(松崎朗君) この意に反して不当な拘束というのは、どういう具体的なあれかはちょっと分かりませんが、少なくとも労働基準法におきましては強制労働の禁止というのがございまして。したがって、肉体的に拘束をしたりするのは基準法違反になりますけれども、残るのは、別の場でも申し上げたかもしれませんが、けれども、いわゆる損害賠償の問題、民事上の損害賠償の問題というのはこれは残るかと思っております。

○小池晃君 あと、サビ残業のことで具体例をちょっとお伺いしたいんですが、資料を配られていると思うんですけども、郵政公社のサビ残業の問題です。

これ、昨年末、近畿局で是正勧告が出て、今回、九州支社で勧告がありました。これは配られている資料の一枚目を見ていただくと、これは出

勤簿なんですね。それから、二枚目が超勤の命令簿であります。

これは、職員の話では、資料1の出勤簿、これが管理職の前に置いてあって、ここに出勤時に判こを押す。出勤時間も退勤時間も書き込む欄はないんです。残業時間については二枚目の超勤命令簿で管理する。これ、一つしかないわけなんです。超勤は上長が認めた場合だけ事前に書き込むという中身になっておりまして、急に残業が入ったり残業が延びた場合は翌日自己申告すると。

厚生労働省は、時間管理を使用者自らの現認又はタイムカード、ICカード等による客観的な記録というものを指針で出しているわけですが、このやり方、郵政公社のサービス残業、これだけ実態として起こっている。なぜ起こっているかという、こういうやり方で、残業時間をあらかじめ記載する超勤命令簿が後で修正しなかなしづらいうと、翌日自己申告で修正するんだけど、上司には修正報告しにくいという問題もあって日常的に起こっているのではないかと現場からも上がってきている。

私は、こういうやり方の時間管理ということである間サービス残業が多発している、そういう疑いが強いのではないかとこのように考えるんですが、厚生労働省として、こういうやり方、放置してよいのか、ちょっと簡単にお答えいただきたい。

○政府参考人(松崎朗君) 御指摘のように、この労働時間の管理、これは基本的に裁量労働制を除きまして使用者の責任でございます。

そのやり方につきまして、御指摘のように、三三九号通達によりまして、現認するなり、またタイムカード等客観的な記録を基礎とするということとで、それが原則だということを言っておるわけでございますけれども、このいわゆる自己申告制につきましても、これは自己申告制を取らざるを得ない場合というのがあるわけでございますので、これもきちんと適正にやるということを条件に認めておるわけでございます。

また、具体的にどういった方法を時間管理の、労働時間の把握方法としてそれぞれの事業場において採用するかといったもの、そういったものにつきましても、それぞれの事業場の実態に応じて事業場の中で判断していただくということでございますので、自己申告制につきましても、この運用を適正に行っておれば問題はないというふうに私も考えております。

○小池晃君 しかし、問題ないと言われども、これだけ何度も指摘されているんですね、郵政公社は。近畿局の場合、これは六百六十人、二年間で、一月平均一万七千円、およそ二億七千万円支払ったんです。なぜできたかという、これは年間総実労働時間千八百時間の取組で、たまたま近畿局だけが出勤時間を記録していたためだということですね。私は、この点から見ても出勤時刻を把握することの重要性があるんだと。

全通の関東地方本部のアンケートを見ますと、四百五十二人のうち、六二%の二百八十三人がサービス残業をしていると回答しているんです。これは、外勤、内勤、役付け、一般を問わず過半数がサービス残業という異常な実態なんですよ。これは正にこういうやり方で起こっているのではないかと。

今日、郵政公社、お見えいたしていますけれども、これ、繰り返し是正勧告を受けていることをどう考えておられるか。これ、実は国会で何度も取り上げられているんです。一昨年五月に我が党議員、取り上げました。そのときに郵政事業庁長官は、もう根絶しますというふうに言っている。しかし、昨年十二月に近畿郵政局で起こっている。今年の五月に参議院の総務委員会でも取り上げられて、生田総裁は、今後、法規を守ることが徹底すると言っている。そしたら、六月にまた九州支社に勧告出ているんですね。郵政公社として、これ根絶するためにどういう具体的な取組が必要と考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○参考人(稲村公望君) 大変恐縮でございます。職員が時間外勤務を行った場合に超過勤務手当を支給するのは当然のことでございます。いわゆるサービス残業はあってはならないものと考えておりますし、それから勤務時間の適正管理につきましては従前から指導を行ってきたこととございまして、今後、九州支社におきましてこのような事態を招いたことは誠に遺憾と存じております。

超過勤務につきましては、超過勤務命令の徹底、いわゆる付き合い超勤の防止等、従来行ってきた取組を更に徹底を図りますとともに、新たな施策につきましても現在検討を進めておるところでございます。御案内のとおり、日本郵政公社では、始業時刻は出勤簿で、終業時刻は超勤命令簿で確認また対応しておりますので、更に徹底を図ってまいりたいと思っております。

どうかよろしくお願い申し上げます。○委員長(金田勝年君) 時間です。

○小池晃君 時間がありません。

もう質問しませんけれども、これももうやりますというのを国会で二回答弁されているんですよ。やりますと言った後で起こっているんですよ。また。そういう点では、私は客観的な記録による時間管理やるべきだと。それからもう一つ、やはり郵政公社の中期経営計画では今後二年間で一万七千人の削減を計画しているんです。こういうことはきっぱりやるべきだと。

○委員長(金田勝年君) 時間ですので、お願いします。

○小池晃君 やはりきちんとサービス残業を根絶するための取組を進めるべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○森ゆう子君 国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の森ゆう子でございます。

今回の法改正におきましては解雇ルールの明文化ということが大きな柱でございますが、解雇は個々の労働者の生活に重大な影響を与えるもので

あり、不合理な解雇など社会的な妥当性を欠く解雇を許すことは社会の安定、秩序に混乱をもたらすおそれがあります。解雇訴訟に掛かる時間や費用等の負担を考えますと、行政としても不合理な解雇がなされることのないような取組を進めていくことが重要と思われま。

今後、政府としては、合理性を欠く解雇を防止するためにどのように取り組んでいかれるのか、大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(坂口力君) 政府の方といたしまして、これは各都道府県、連携やりながら綿密にやっていかなきゃいけないというふうに思っております。特に、この解雇防止の問題は、これは都道府県の労働局を中心にしてこれからやっていきたいというふうに思っております。

したがって、その体制作りと申しますか、体制も作り上げていかなければいけないというふうにお考えしておりますが、その都道府県の労働局におきましては、先ほども出ましたように、集団指導ですね、地域別、あるいはまた業種別、そうした皆さん方お集まりをいたしたい、そして今回の改正に係る解雇に関する規定の周知徹底というものを図りたいというふうに思っております。それから解雇権の濫用法理を確立した最高裁の判決を始めとした判例につきましても周知徹底をしたというふうな思っています。

それから、労働基準監督署における就業規則の届出の受理に当たりましては、これは解雇の事由ができる限り明確に記載されるように、モデル就業規則を活用すること等によりまして、使用者に対して必要な相談、助言を行いたいというふうに思っているところでございます。

こうしたことを中心にしまして、解雇をめぐる紛争が起きないように、そして法に従って行われるように努力をしたいと思っております。

○森ゆう子君 ありがとうございます。

先日大臣に御質問申し上げましたが、今の日本では正社員ではない非正規の社員というのは即不安定な雇用であるということがあって、それを

何とか解決しなければならぬのではないかと
いうようなお話を申し上げました。

昨年十二月に来日した、ノーベル経済学賞を受
賞されました経済学者のデーリー・ベッカー氏が
このように講演されたそうでございます。二十一
世紀は人的資本の世紀であり、国の繁栄と富を実
現し国民がその恩恵を受けることができるかを決
める基本的要素である、したがって知識、情報、
技能、健康等の人的資本への投資が明日の経済社
会を決定すると、このような講演をされ、そして
また同時に雇用の一層の柔軟性、規制緩和の重要
性も同時に話されたということで、多くの方が感
銘を受けたというお話を伺っております。

大臣も度々この委員会でもお話しになってい
らっしゃいますように、やっぱり人間を、人を大
切にする企業がこういう厳しいこれからの情勢の
中でも生き残っていくんだと、人を大切にすること
が大切だということを改めて大臣の方からもし
非国民に、また企業に語り掛けていただきたいと
思います。

それで、この我が国の社会経済構造の変化にか
んがみれば、今後とも有期雇用の増大等雇用の流
動化が進んでいくことはある程度やむを得ないと
私も認識しておりますが、厚生労働行政において
は、このような時代の変化に対応し、例えば有期
契約労働者であっても将来に希望を持って働くこ
とができるような観点から、有期雇用契約とはど
うあるべきかについて検討していくべきであると
考えますが、大臣の御見解を伺いたいと思いま
す。

○国務大臣(坂口力君) 有期雇用にいたしまし
ても、それから先日御議論をいただきました派遣法
にいたしましても同じでございます、同じとい
いますか同様な問題でございますが、やはり労働者
として様々な働き方をしたい、そういう希望があ
ることも事実でございます。そうした希望を持っ
ている皆さん方に自分の一番希望に合った働き方
というものをしたいだけのようにするというた
めにはやはり多様化が必要でございます。しか

し、物事にはいい面、それからやもいたします
と悪用される面というのはそれはいずれもやっぱ
りあるわけでございまして、このそれぞれの働き
方、多様化ということをして、そういう形ではな
くそれを悪用しようと考えればこれまでできないこ
ともないわけではございまして、我々はそうした悪
用を防止をしていかなければいけないというふう
に思っております。

人的資本というお話をされましたけれども、そ
れぞれが様々な教育を受け、技術を身に付ける、
そして様々な生き方をしていきたい、そういう皆
さん方が増えてまいりました。最近では、働くとい
うことも大事だけれども、しかし自分自身が自由
にできる時間を持つということがそれよりも大事
というふうにお考えの方もおみえでございまし
て、働き方を少しこの有期雇用のような形にし
て、そして自由な時間を持ちたい、こういうふう
に思っておみえになる皆さん方にも何人か私お話
を伺ったことがございます。

そうしたこともございまして、そうした皆さ
ん方にはそれなりの生き方、働き方をしていた
く。しかし、そのことによって本当は正規の労働
をしたくないんだという希望をお持ちになっている
皆さん方がそうではない方向に無理やり向けられ
ていくということになりますと、これはまた問題
でございますから、そうしたことにつきましても
私たちは十分に配慮をしていかなければならない
というふうな思っている次第でございます。

法律、御議論いただいて成立をさせていただきました
しましたら、しばらくの間その状況を見ながら、そ
してまた改めるべきところは改めていかなければ
ならないというふうな思っている次第ございま
す。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。
労働基準法につきましての質疑は終わらせてい
ただきまして、少し時間がございますので医薬品
について伺いたいと思っておりますが、今般コンビニ
などでの医薬品の販売禁止の問題について、大臣は
当初反対ということ述べられていたと思いま

す。が、どのような考え方から反対されたのか、大臣
の御見解を伺いたいと思えます。

○国務大臣(坂口力君) 薬品の問題につきま
して、一番大事なことは国民の側から見て安全であ
るかどうかということだろうというふうな思っ
ております。したがって、お薬もいろいろで
ございますから、現在も医薬品、それから医薬部外
品とたくさんございまして、医薬部外品は七万二
千種類も実は出ております。ですから、現在でも
既にどこで販売してもいいお薬、七万二千種類あ
るわけでございます。一万四千種類ぐらいがい
ゆる一般医薬品と言われているわけでございま
す。薬局等で販売をしなければならぬようになって
なっているものは副作用が存在する。多くこれ
は報告されるものであるというふうな理解をいた
しております。したがって、お薬はその飲み
方によりまして、あるいはまた量によりましてそ
れは毒にもなるわけでございまして、したがってそ
うした意味で副作用が起らないような形でどう
国民の皆さん方にそれを利用していただくように
するかということが一番大事だというふうな思っ
ている次第でございます。

別にコンビニで売ることに私は、コンビニを私
はやり玉に上げて反対をしているわけでは決して
ございませんで、コンビニであろうとスーパーであ
ろうとそれはお売りいただいで結構でございます
すけれども、その代わりにちゃんとしたそれなり
の人を置いてくださいというのを申し上げてい
るわけでございまして、人を置けないということ
でありますならば、やはりそこに売れる内容とい
うのは限定されますけれども、そこはお許しをい
ただきたいということをお願いしてきたところで
ございます。

いろいろの御意見もあり、孝ならんと欲すれば
忠ならずというところもあるわけでございま
して、総理からも安全なもののは売れるようにとこ
ういうお話でございまして、安全なものは売れるよ
うにということとは、逆に言えば副作用のあるもの
は売ってはならぬぞという意味でもあろうと
いうふうな理解をいたしております、それらの
ことを十分に念頭に置きながら、今年の年末まで
の間にどういうお薬ならば更に売っていいのか
といったようなことにつきまして結論を出したい
というふうな思っているところでございます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。
大臣がまず安全ということを基準に考えてい
らっしゃる、大切であると、そこに重きを置いて
いらっしゃるということにしまして、私も同感
でございます。

全く副作用のない薬というのはあり得ないわけ
でございます、ですから薬事法があり、薬とは
そもそも危険なものであるという考え方に立って
薬事法があり、それに基づいて今お薬は薬局で薬
剤師の管理の下に販売されているわけでございま
して、安全ということを重要視するというこ
について考えますと、便利だからどこでも買えれば
いいという話にはならないのであって、解禁とい
う表現が使われておりますが、解禁するのであれ
ばどのような原則、どのような考え方に基づいて
薬、そういうお薬を一般のお店でも買えるように
するのかということが明確に示されなければなら
ないと思えます。

ちょっともう時間がなくなりましたので、あと
の質問はちょっととめた感じになりますけれど
も、要するに、例えば今薬剤師が足りないから、例
えばすべて無免許にしていこうという話には私はな
らないと思うので、その辺のところ、今ほど大臣
が十二月までいろいろ御検討されて結論を出し
たいというお話がございましたけれども、基本的
な薬の管理の仕方についてきちっとした原則とい
うものを示していただきたいと思います、一言
御答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思
います。

○国務大臣(坂口力君) 一言で言うのはなかなか
難しい話でございますが、先ほど申しましたよう
に、副作用が再三報告されるようなものは無理

だというふうに思っております。非常にマイルドな作用のあるものと申しますか、効果のあるものといえますか、そうしたものににつきましては一般的なお求めをいただくものの中にどれだか入れられるかということになるのではないかと、いうふうに思っております。

現在、同じ名前のお薬で、そしてその中に含まれておる分量によって、一方は医薬品、一方は医薬部外品というふうになっておるものの中にあつたりいたしまして、非常に分かりにくくなつているところも正直なところございます。そうしたところをどう割り振りをするかといった問題もございいますので、名前をそうしたものは変えていただたかのようにするのかどうかといったようなこともございいますから、そうしたことも業界にもお願いをしながら、そして何よりもやはり安全ということを大事にしながら、一般で売りをいただいても大丈夫なものは何かということをもう少し分別をしたいというふうに思っております。

○大脳雅子君 有期労働契約についてお尋ねします。

有期労働契約で働く労働者の権利保障が非常に難しいという現実があるわけです。

〔委員長退席、理事中島眞人君着席〕

先回、私は、有期労働契約締結に際しては有期であることの合理的な理由が必要ではないかと思ひますと申し上げましたが、使用者に有期であることの合理的な理由を明示させる、例えば業務計画的であること等々、使用者に有期であることの合理的理由を明示させるといふこと、それとともに中途解約を希望する当事者には少なくとも三十日前の予告、労働者には少なくとも二週間前の予告を契約締結に際して義務付ける必要があるのではないか、そしてまた中途解約をする場合には誠実に協議する旨の協議事項を契約の締結条項として義務付けるべきではないかと考えますが、この点のいかででしょうか。

○政府参考人 松嶋朗君　まず一点目のこの有期労働契約とすべき理由の明示でございますけれども、これは現行法上もこの労働契約の締結に際しまして、賃金でございましてか労働時間、そういったように主要な労働条件につきましては必要な最低な労働条件ということで法律上使用者に明示を義務付けておるところでございます。

したがって、これに加えて、有期の労働契約の場合に限りまして、その雇入れの場合にその理由の明示ということを義務付けなければならないことはちょっとなかなか、意味付けたいと思いますか、難しいんじゃないかというふうに考えておられます、現在のところ関係当事者間でのコンセンサスというものがまだ得られていない状況でございますので、現段階ではこういった義務付けは困難じゃないかというふうに考えております。

それから、二点目の中途解約の場合でございますけれども、これは御案内のように、有期労働契約につきましては期間が定められておるわけでございますので、その期間中は双方とも契約をちゃんと守る義務があるわけでございますけれども、その中途解約につきましては現行の民法上、幾つか例外がございます。一つは一定の場合ということで、やむを得ない事由が生じた場合には、天災地変とかいろいろな病気であるとかそういったような場合があるかと思いますが、そういった一定の場合には即時解約できるといった規定もございますし、また、雇用の期間が五年を超えたときには三か月前に予告をすることによって解約できるといった規定もございます。

しかしながら、原則としてはその雇用契約、双務契約でございますので、その契約については双方守らなければならないということでございます。まして、今回の有期労働契約、一年を三年まで延長するといった場合に三年間拘束されるということもあり得るわけでございますけれども、そういった点につきましては衆議院での修正によりまして、その部分、一年を超えた場合には、一年を

経過した後においては労働者の側はいつでも退職できるといった修正がなされたわけでございます。

したがいまして、労働者の側はこの規定によりまして一年を超えた場合にはいつでも中途解約できるわけでございますけれども、一方、使用者の方は、先ほど言いました民法原則に基づきまして原則としては解約できないと。何かやむを得ない事由があった場合の即時解約しかないわけでございまして、そういった場合にも労働基準法上の解雇予告手当で、この解雇予告といったものが適用になりますので、原則は三十日前の予告といったものは労働基準法によりまして担保されているというふうに考えております。

そうしますと、労働者の側につきましては即時解約できるわけでございまして、今、先生御質問がございましたように、労働者の側についてもせめて二週間前とかというお話がございましたように、やはりいきなりあしたから辞めますというのでは使用者の方も困るじゃないかといったことだと思えますけれども、こういった点につきまして、専ら労働基準法の中では労働者の保護ばかりを書いておるわけでございまして、そういった使用者の方の権利といえますかそういったものについてはなかなか書いておらないわけでございますけれども、いずれにしましても、今後この法律の規定に従いまして有期労働契約に关します指針といったものをまた改定していくわけでございますので、そういった中で今申し上げましたような労働者の側からの解約の申入れ、そういったものについても位置付けができるのかどうか、そういったことにつきましても検討していきたいというふうに考えております。

○大脇雅子君　やはり、一年間であらうともやはり解約の申入れということは、私は、少なくとも強制労働の禁止の条約が労基法にある以上に原則は守らなければならないのではないかというふう

に思うわけであります。

さて、第二は、均等待遇の原則の確立と有期雇

用労働者の正規雇用への転換権の保障についてお尋ねします。

労使の自由意思によって有期労働契約が締結された場合には、やはり同種同等あるいは同価値の労働に対しては有期労働であるということと理由として差別的な待遇がされてはならないという原則が貫徹されなければならないと思います。これに対する法的な規制というか保護というものについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、更にもう一つ、有期労働の反復について、三年を超えた場合には雇用義務というものがあるわけですが、正規雇用で働き続けたいと希望する場合には正規雇用への転換権を、三年の前でも後でも募集・採用に関する情報開示と優先雇用の機会の提供が保障されるべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君)　ここはなかなか私は難しい問題だというふうに思いながらお聞きをしているわけでございますが、どのような人物を採用をするかということは、これは企業の採用の自由というものがあられるわけでございます。しかし、人間関係のことでございますから、いやこの人はいいい人だ、是非うちが欲しいというようなことになつてくれば、それは新しく採用するというようなときにはその人に優先的にそれはなるんだらうというふううに現実問題としてはそう思いますけれども、そこを法律で縛つてしまふということになりますと、例えば一年なら一年の有期雇用ということになつていて、そしてそういうふううにその次に採るときにはこれは本採用だということに限定をしてそういう縛りを付けてしまふということになると、じゃ有期雇用とは一体何かということになりますので、なかなかそこは難しいところがあるなど。

ただし、二回三回というふうにつづけてきて長くなってきた人についてどうするかということ、これはまた十分考えなきゃならない問題ではないかというふうに思っておりまして、長く有期雇用を繰り返されるような方につきましては今後

検討させていただきたいと思っております。

○大脇雅子君 有期雇用労働者が正規雇用労働者の代替として有期労働者と正規労働者の格差が拡大していくということは、私は公正な労働市場と公正な社会的構造が溶解していく、溶けてしまふという危機を持つので、しきりと使用者の均等待遇原則といわゆる情報提供義務による自ら正規雇用へ転換していくシステムの道を強力に作っていくということを提言し続けているのでございませう。

さて、解雇ルールについては修正がなされまして、先回、局長からも御答弁をいただきました。前向きにこれが運用されていくことに期待を表明するものでございますが、解雇ルール化による政策の展開について、解雇に関するトラブルを防止するためにこの解雇ルールを改正した目的から、今後、労働局とか労働基準監督署から、労働者から相談があった場合にはどのように対応されるのでしょうか。

○政府参考人(松崎明君) まず、都道府県の労働局でございます。また第一線の労働基準監督署、こういった行政機関の窓口におきまして、判例、それからさらには判例までいかなくても裁判例一杯ございませう、そういったリーディングケースとなります。判例等の周知につきまして、今回の改正の趣旨、そういったものをやはり使用者、労働者に対してきちんと説明をし、理解を促進していきたいというふうに考えております。また、具体的に解雇をめぐる紛争について相談が参りました場合には、現在でもやっておるわけでございますけれども、引き続きまして、個別労働紛争解決促進制度というのがございませう、この運用によりましてその簡易迅速な解決というものを図っていききたいというふうに考えております。

○大脇雅子君 今、社会がリストラが余りにも安易に行われるということで、リストラの及ぼす効果というものが多重に多層に現れていると思えます。もちろんその典型的な例は失業率ではありま

すけれども、解雇におけるトラブルがこれほどまでに増大していると、そのことによって労働者が抱く不安というものは大きなものがあると思えます。

解雇におけるトラブル防止のための施策についての大臣の御決意を伺って、私の質問を終わります。

○国務大臣(坂口力君) 今回の改正におきましては、解雇に関する規定を総合的に整備することによりまして、解雇権の濫用法理を法律上明確にすることによって解雇に関するルールが社会全体に認識をされ、合理的な理由を欠く解雇が少なくなるようにする、それから、就業規則に解雇の事由を記載することを法律上明確に義務付けることによりまして、その作成段階で解雇の事由が整理されることを通じて労使当事者間において解雇についての予測可能性が高まる、それから、解雇を予告された労働者が解雇前においても当該解雇の理由について証明書を請求できることによりまして、解雇についての労使当事者間の話し合いが促進される、こうしたことが解雇をめぐるトラブルの防止、解決につながるものというふうに今考えております。

厚生労働省としましては、これからリーフレット等を作成をして都道府県の労働局を中心として関係の行政機関に對しましてその内容を明確にしていかなければならないわけでございます。先ほどからも議論がありますように、集団指導等を通じて一日も早くその内容を理解をされるようにしていかなければいけないというふうに思っている次第でございませう。

○大脇雅子君 終わります。

○西川きよし君 短い時間でございませう、よろしくお願ひいたします。

まず、若年失業、そして無業者が今約百万人、そして約二百万人の若い方々がフリーターとして働いていらっしゃるわけですが、ただ、その過半数の方は週に四十時間以上お仕事をしています。また、小売・サービス業、飲食

業等々、そういうところからのニーズが大変強いわけでありませうけれども、そういった意味ではそういった産業を支えていると申し上げても過言ではないのかなというふうに思います。また、そういう状況だということでもございませうけれども、このフリーターが増える、あるいは無業者が増えるその背景には、もちろん景気が低迷をし、求人が少ないことが大きな原因であることはもう皆さんもそう思っていると思いますが、間違いないことだと思えます。しかしこの辺りは研究者の間にも見方が大分分かれております。

例えば、二十四歳の未婚者の半数近くが親から経済的援助を受けているそうでございますが、それは、フリーターでは収入が少ないからやむを得ず援助を受けているのか、それとも、親から援助を受けているので働かなくても生活ができないわけではない、それで自分が何をしたいのか、ちょっと分からない、それだったらフリーターでもやろうかなと考えている方々も私の身の回りにもそこそこいらっしゃいます。

(理事中島眞人君退席、委員長着席)
そして、やりたいことがやっぱりなかなか見付からない。見付かったといたしましても、雇主が求める能力が備わっていない。最初から能力が備わっているというものは、それは当然のことですけれども、それは企業が育てていくもので、企業の意識に問題があるのか、そのところがなかなか個々それぞれに事情がいろいろあるというふうにも思えますし、一くくりに論ずるというふうなことも無理だというふうには僕は思うわけですが、大臣は、まず坂口大臣にお伺いしたいんですが、大臣は、フリーターと呼ばれる若者が増えているこの今の時代の背景でございませうけれども、それをどういうふうにお感じになっておられるのか、このフリーターの増加に歯止めを掛ける必要がございませうとお考えなのか、その辺りからまず大臣にお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(坂口力君) フリーターにつきましてはいろいろの見方があることも事実でございませう。

で、今、先生がお話のように、内容も一律ではないというふうに思っております。

まずは、一つは、一時腰掛け的にパート、アルバイトをやりがら、そのうちに常用雇用の方にいきたいというふうな思っている方もおみえでございますし、また、どこかに働いておみえになったんですけども余り感心しないので辞めて、またもう一度様子見をしている、何かいいところがないかという様子見をしているというふうな形の人もおみえでございます。それからもう一つのタイプは、これはほかに何かやりたいという夢をお持ちになっていて、それを達成するために、しかし一時的にアルバイトあるいはその他の働き方で、パート等で稼いでいる、しかし本当はほかに何かしたいというふうなところ、そういうタイプの人もおみえになるわけでございます。

この三番目の方は、これはそういう目的を持っておみえになるわけでございますからいいわけでございますけれども、初めの腰掛け的にあるいはまた様子見のというような皆さん方につきましては、これは早くやはり働く場所、正規の本当に常用雇用の形で働いていただくようにしなければいけないというふうに思っております。

そこで、先日も経済産業省、それから文部科学省、それから竹中大臣のところと、やはりこの人たちは何とか早く解決をしていこうということ、若年自立・挑戦戦略会議というのを作りました、名前もちょっと難しいんですが、若年自立・挑戦プランというのを策定をして、そして現在既にフリーターになっている人をどうしていくかという問題と、これから学校を卒業する皆さん方の中でそれをフリーターにさせないためにどうするかということ、両方をやっていきたいというふうな思っているところでございませう。

その一番中心になりますのは、やはり何と申しまして、十分な技術力等を持ち合わせていない人が多いわけでございますので、自信を持っていただけなければならぬわけですから、ひとつ、

方のそうした考え方のままでおみえになる方もございまして、学校によりまされども、非常に格差がございまして、できる限りそうした慣れたい

ただいてない先生のところ等におきましては、ジョブサポーターとも呼んでおりますが、キャリアカウンセラーの皆さん方にできるだけ張り付いてもらって、そして一緒に企業訪問をしたりとか、あるいは一緒に生徒指導をしたりとかといったようなことができるような体制にしていきたいというふうな思っているわけでございまして。そうしたことをこれから進めながら、高校を卒業する皆さん方がそういうフリーターのような形にならずにどうしたら済むかということをやっているというふうな思っています。

これは、もう大体、そうならざるを得ない理由というのは大体明らかになってきております。それはもう即戦力で、企業がどうしてもその若い、新卒の人たちにつきましても、高校やあるいは高専等の即戦力になる人を使いたいというところが増えてきているものから、高校の卒業の皆さん方がどうしてもそこからはみ出されるということでありまして、その皆さん方に実力を付けるためにどうするかということのお手伝いをする期間を高校卒の後しばらく取るということも大事でございまして、すぐ就職できる人は結構でござい

すが。そうしたお手伝いをしながらやっていくということをやりたいというふうな思っております。○委員長(金田勝年君) 他に御発言もないようです。これから質疑は終局したものと認めます。○委員(井上美代君) 私は、日本共産党を代表して、労働基準法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。今回の法案は、衆議院において解雇規定に関し

て修正がなされたものです。これらは、労働団体、法曹界など国民的な運動の成果であり、野党四党の共同要求が実現したものと見て我が党としても評価をしております。しかし、それでもなお本法案には労働者と国民の生活と権利を脅かす重大な問題が残されております。

反対理由の第一は、有期雇用契約の期間を現行の一年から三年に延長し、専門的知識などを有する労働者と六十歳以上の労働者には三年を五年に延長することで、有期雇用労働者の雇用の一層の不安定化を招くからです。

今までは、有期雇用契約の更新によって三年間雇用を継続すれば期間の定めのない雇用とみなされる可能性がありましたが、今回の改悪によって合法的な雇止めが可能となります。新入社員全部を契約社員で採用するなど、有期契約による新規採用が増大しています。審議を通じて若年定年制が広がることへの懸念はますます深まりました。厚労省は正社員へのリストラに悪用されることへの懸念を認めつつも常用代替への具体的な歯止めになる施策については全く白紙の状態です。これは雇用を守る政府の責任を棚上げしたと言わざるを得ません。

反対理由の第二は、裁量労働制の適用事業場の拡大、導入要件の大幅な緩和を行うことです。

そもそも、裁量労働制は、幾ら働いても労使で決めた時間でしか働いていないとみなし、サービス残業を合法化するものです。国際基準から見ても異常な働き方で、労働者の命と健康を脅かすものです。過労死、過労自殺が増大する中、長時間過密労働が労働者に強いる制度を広げることは絶対に許されるものではありません。労働者の何時の間働いたかも分からずにして使用者が労働者の健康管理ができるでしょうか。これでは使用者による労働者に対する健康確保の責任を定めた我が国の労働法制が空文化することは必至です。

反対理由の第三は、有期労働者に育児・介護休業が適用されない問題が何ら改善されていないことです。

今回の改悪により、雇用契約期間が一年から三年に延長されることでこの弊害が一層拡大することとは間違いありません。パート労働者、契約社員などの間でも不安が広がっております。有期労働者にも育児・介護休業が適用されるような法改正がどうしても必要です。

以上、本法案に反対であることを重ねて表明をいたしまして、討論を終わります。

○大脇雅子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、労働基準法の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論いたします。

第一に、今回の改正法案の果たす役割は、さきに成立した職安法及び労働者派遣法の改正法案と相まって、正規雇用を減少させつつ多様な就業形態により働く労働者の拡大を推し進め、正に正規の雇用労働者の非正規雇用労働者による置き換え、すなわち代替化を一層推進して日本の安定的な雇用の崩壊と低賃金化の流れを加速させるものであります。多様な就業形態で働く労働者の権利保障、その中核は、同等、同値の労働に同じ労働条件を保障する労働時間の比例原則、労働時間が短い、有期労働であるという理由で差別をしないという均等待遇原則が確立されることです。この意義は、どんなに強調してもし過ぎることはないと思います。

第二に、有期労働契約の上限期間の緩和は、使用者に使い勝手の良い有期労働契約による就労を増加させることにつながります。有期労働契約労働者は、次回の契約更新を考え、また雇止めを恐れ、結局、権利主張ができない状況に置かれることを指摘しておきたいと思っております。

基本的には、有期契約の締結時に有期性の業務等、合理的な理由を要し、さらにその有期性のない契約締結の正規雇用への移行又は見直し等の法制化が必要であります。労働者が不当に拘束することを防止するための有期労働に関するルールもまた必要不可欠です。加えて、既に局長答弁では労働政策審議会が検討がなされているとのことですが、有期労働契約で働く労働者すべてに育児・

介護休業の権利を保障する実効ある立法ないしは法改正が、そしてまた積極的な施策が急務であることを申し上げておきたいと思っております。

第三に、修正第十八条の二の修正を評価いたします。

解雇ルールは、これまでの判例法理を確立している解雇権濫用の法理を確認したものであることを踏まえて、使用者側に主張立証責任を負わせている圧倒的多数の裁判上の実務及び整理解雇四要件の法理を変更するものではないということを立法者の意思と本法の精神として確認すべきであります。

今回の立法が逆に解雇をめぐるトラブルの発生につながることはないよう、今後、積極的なトラブル防止の労働政策の転換を期待したいと思っております。

第四に、今回の改正の対象になった企画業務型裁量労働制の要件緩和は、使用者にとってはメリットでありますが、労働者にとっては、ノルマの達成、成果主義賃金との関係で、過労死、過労自殺、サービス残業の増加が懸念されます。専門型裁量労働性の適用も併せて、労働者の健康確保、仕事と家族的責任の両立を保障するための実効ある施策が不可欠であることを指摘したいと思っております。とりわけ、事業場要件の緩和がいたらないようなホワイトカラー全般的裁量労働の拡大につながることを望みたいと思っております。

最後に、今後ますます深刻化する少子高齢社会の存続のためには、現下のデフレ不況を克服しなければなりません。日本社会の将来は額に汗して働く人々の労働に掛かっているものであり、労働者の権利を真に保障する労働雇用政策こそ急務であることを強調して、私の反対討論を終わります。

○委員長(金田勝年君) 他に御意見もないよう

すから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。労働基準法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(金田勝年君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、浅尾君から発言を求められておりますので、これを許します。浅尾慶一郎君。

○浅尾慶一郎君 私は、ただいま可決されました労働基準法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各派並びに各派に属しない議員西川きよし君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 本法における解雇ルールの策定については、最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理とこれに基づく民事裁判実務の通例に則して作成されたものであることを踏まえ、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を変更するものではないとの立法者の意思及び本法の精神の周知徹底に努めること。また、使用者に対し、東洋酸事業(東京高裁昭和五十四年十月二十九日判決)等整理解雇四要件に関するものを含む裁判例の内容の周知を図ること。

2 労働契約期間の上限の延長に当たっては、常用雇用の代替化を加速させないよう配慮するとともに、有期雇用の無限定な拡大につながらないよう十分な配慮を行うこと。

3 有期上限五年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるに当たり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知

識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること。

4 有期上限五年の対象労働者の退職の自由、雇止め予告の在り方を含めた有期雇用の反復更新問題、「期間の定めのない」契約とするみなし規定の制定、有期雇用とすべき理由の明示の義務化、正社員との均等待遇、育児・介護休業の適用など、有期労働契約の在り方について、期間の上限を延長した場合におけるトラブルの発生についての状況を調査するとともに、雇用形態の在り方が就業構造全体に及ぼす影響を考慮しつつ、早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

5 就業規則への解雇事由の記載や退職理由の明示について、モデル就業規則や退職証明書の文例を作成し、普及に努めること。特に、労働基準監督署による相談の際、改正の趣旨を踏まえ、就業規則のチェック等の指導を徹底すること。併せて個別労使紛争解決制度との連携に努めること。

6 労働条件の変更、出向、転籍など、労働契約について包括的な法律を策定するため、専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。

7 裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官による臨検指導を徹底し、過労死を防止するための措置を講ずること。

8 今回の裁量労働制の適用事業場の拡大、手続緩和が、サービス残業隠しに悪用されることのないよう、適用対象事業場についての基準を設けるとともに、対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする。また、この基準等の周知徹底を図ること。

9 企画業務型裁量労働制の導入に当たっては、労使委員会が重要な役割を担っている

ことにかんがみ、特に未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置、運営されるよう十分な配慮を行うこと。専門業務型裁量労働制の本人同意については、引き続き検討すること。

10 労働基準監督署への届出が簡素化されること等に伴い、裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官の監督指導を徹底するなど制度の適正な運用確保に努めること。

11 改正の趣旨、内容等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知するよう努めること。

二、本法における解雇ルールは、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせる現在の裁判上の実務を何ら変更することなく最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理を法律上明定したものであることから、本法による改正後の第十八条の二の施行に当たっては、裁判所は、その趣旨を踏まえて適正かつ迅速な裁判の実現に努められるよう期待する。

右決議する。
以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(金田勝年君) ただいま浅尾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)
○委員長(金田勝年君) 全会一致と認めます。よって、浅尾君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいる所存であります。

ありがとうございます。
○委員長(金田勝年君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会におきまして協議をいたしました結果、お手元に配付いたしております草案を提出することとなりました。

まず、草案の趣旨及び主な内容について御説明を申し上げます。

現在、我が国の経済情勢は非常に厳しく、母子家庭の母は、就業面で一層不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しいものとなっております。

母子家庭の母については、総合的な自立支援策を実施するために、平成十四年十一月に母子及び寡婦福祉法などの関連法律が抜本的に改正されましたが、あわせて、児童扶養手当法も改正され、支給開始から一定期間を経過した場合等における手当の一部減額措置が導入されたところであり、その就業を促進することが従前に増して強く求められております。

本法は、こうした状況に対処するため、母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置を講じることにより、母子家庭の福祉を図るものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

一五

保に関する請願(第二八九三号)(第二八九四号)(第二八九五号)(第二八九六号)(第二八九七号)

七号)

一、小規模作業所等成人障害者施策に関する
請願(第二八八号)(第二八九号)(第二九
〇〇号)

一、自立援助ホームの拡充、整備に関する請願
(第二九〇一号)(第二九〇二号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願
(第二九〇三号)(第二九〇四号)

一、患者負担の軽減に関する請願(第二九一四
号)

一、小規模作業所等成人障害者施策に関する
請願(第二九一五号)

一、自立援助ホームの拡充、整備に関する請願
(第二九一六号)

第二三三二号 平成十五年五月三十日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 埼玉県本庄市小島南二ノ二ノ三〇
柿澤寿恵外九百九十九名

紹介議員 椎名 素夫君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三三三三号 平成十五年五月三十日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県彦根市西今町三六〇ノ七ノ
二〇二 藤野利恵外九百九十九
名

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三四〇号 平成十五年五月三十日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 和歌山市鳴神四八五 宇治田康司
外千名

紹介議員 荒井 正吾君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二三四一四号 平成十五年五月三十日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する

る請願

請願者 北海道苫小牧市字沼ノ端五四二ノ
一ノ一ノ三〇一 藤井隆明外九十
九名

紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三四二二号 平成十五年五月三十日受理

医療改悪の実施及び社会保障の改悪反対、その充
実に関する請願

請願者 静岡県磐田市天竜三七六ノ三 熊
谷惇夫外二万五千七百七十七名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一七三二号と同じである。

第二三四三三三号 平成十五年五月三十日受理

医療改悪の実施及び社会保障の改悪反対、その充
実に関する請願

請願者 石川県金沢市昌永町六ノ一五 菅
生昇悦外二万五千七百七十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七三二号と同じである。

第二三四四四号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町吉原三七ノ一二
徳田隆男外二千三百二十三名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四五五号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸四ノ一ノ三ノ
三〇二 牛腸美保外二千三百三十
五名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四六六号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 奈良県香芝市上中九四ノ二八
中垣内宏和外二千三百二十三名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四七七号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 京都市北区等持院南町三五 伊藤
政道外二千三百二十三名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四八八号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 秋田県鹿角市十和田末広字和田六
ノ三 田子健太郎外二千三百二十
三名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三四九九号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 東京都八王子市散田町五ノ一七ノ
一二ノ二二〇二 秋元政幸外二
千三百二十三名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五〇〇号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 神戸市西区池上五ノ三ノ六 寺前
勝見外二千三百二十三名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五一一号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒三条西二ノ三ノ一

五ノ五〇二 山田善則外二千三百
二十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五二二号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木一ノ二ノ二
〇ノ五三四 山崎恵美外二千三百
二十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五三三三号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台七ノ三ノ一
六ノ二〇四 藤生寛外二千三百一
十三名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五四四号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 群馬県富岡市七日市一、一三七
中尾孝外二千三百二十三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五五五号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 さいたま市南区太田窪四ノ七ノ一
五 金子昭代外二千三百二十三名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五六六号 平成十五年五月三十日受理

労働法制改悪反対に関する請願

請願者 京都市北区紫野北舟岡町二ノ七
田多良裕外二千三百二十三名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五七号 平成十五年五月三十日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 横浜市港南区野庭町四八三ノ三ノ二〇七 小山知也外二千三百二十三名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五八号 平成十五年五月三十日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 埼玉県春日部市銚子口二〇二ノ一 時田孝子外二千三百二十三名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三五九号 平成十五年五月三十日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 広島県福山市三吉町二ノ一二ノ一 二ノ五 藤原美剛外二千三百二十三名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三六〇号 平成十五年五月三十日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 岐阜県大垣市静里町九一六 生駒 弘美外二千三百二十三名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三六一号 平成十五年五月三十日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 大阪府南河内郡太子町山田九二四ノ九二 西山啓太郎外二千三百二十三名
紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三六二号 平成十五年五月三十日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 福岡市城南区別府三ノ二ノ一三ノ三〇三 米田剛外二千三百二十三名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三六三号 平成十五年五月三十日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 長野県塩尻市大門六ノ八ノ二 綿 貫泉外二千三百二十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二三九一号 平成十五年六月二日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願
請願者 札幌市厚別区青葉町一〇ノ四ノ一 〇 熊倉勉外九十九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三九二号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市西町二ノ三三 眞 鍋スエ子外五千九百九十八名
紹介議員 福本 潤一君
難病や長期慢性疾患・小児難病の患者・家族は、地域偏在と量的にも不十分な専門医療機関、十分とは言えない医療・生活保障制度の下で、高齢化や障害の重度化・重複化など、肉体的にも経済的にも苦しい療養生活を余儀なくされている。難病患者・家族は、厳しい療養生活を支えるものとして、医療保険・公費医療・年金・介護保障・生活保護など社会制度の拡充に期待を寄せている。しかし、願いに反して、一九九八年五月から

難病の公費医療制度に患者負担が導入され、重症度基準も導入された。また、二〇〇一年度から難病認定適正化事業が実施され、難病患者らは自己負担による受診抑制だけでなく、認定さえも取り消される心配を抱えながら闘病生活を送っている。また小児難病(小児慢性特定疾患)の患者は一八歳(一部二〇歳)の誕生日から医療費の補助は打ち切られている。そして、医療費の公費負担の対象となっていない多くの難病や長期慢性疾患の患者も生涯にわたっての治療と医療費の負担の不安と経済的困難の中に置かれており、財政構造改革による補助金の削減で、難病対策と小児難病対策も予算削減の一途をたどっていることが一層不安を駆り立てている。これらの患者や家族が、患者の希望に応じて安心して医療を受け、毎日生きがいを持って過ごすことができるよう、すべての難病・慢性疾患患者のための総合的な難病対策の早期確立を強く求める。

一、難病の原因究明、治療法確立のため、難病対策を一層拡充すること。
二、難病、長期慢性疾患の医療費の経済的負担を軽減する制度を拡充すること。
三、身体障害者福祉法など各種法制度の谷間に置かれていた難病患者らの医療、福祉、介護、教育、就労、リハビリ、住宅、移動に関する総合的対策を確立すること。
四、看護師不足を早急に解消し、大幅な増員を図り、行き届いた看護を保障すること。
五、医療被害・被害の根絶と被害者早期救済制度を充実すること。
六、都道府県に難病センターの設立助成を行い、東京に全国患者センターを設立し、患者・家族団体活動への支援をすること。

第二三九三号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜市青柳町五ノ二 松田之利外四千五十三名

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二三九四号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 宮崎市和知川原三ノ一二 山田靖子外四千五百五十六名
紹介議員 小斉平敏文君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二三九五号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 京都市山科区寺内町九 宮本昭全外二千五百一十一名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二三九六号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡閑谷町木間ヶ瀬五、一五九ノ三 木村泰一外四千六百十四名
紹介議員 今泉 昭君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二三九七号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 広島県府中市阿字町七二六 平田 八九郎外三千九百九十九名
紹介議員 亀井 郁夫君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二三九八号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 福島県郡山市深沢一ノ六ノ二ノ五〇五 岡部茂外三千六十四名
紹介議員 和田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第三九十九号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 兵庫県川西市萩原台東二ノ三五
小林徳三郎外三千九百九十九名
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇〇号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 京都府八幡市下奈良今里九 菱田
和美外九百九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇一号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目
福井美静外千六百五十六名
紹介議員 伊達 忠一君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇二号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 山口県岩国市平田五ノ三ノ一五、
六〇四 中村満恵外三千名
紹介議員 松岡満壽男君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇三号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 愛媛県松山市道後緑台三ノ二六
井上由子外五千二百三十九名
紹介議員 関谷 勝嗣君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇四号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 茨城県日立市久慈町一ノ二九ノ二
永井絹子外四千七百八十六名
紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇五号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都文京区音羽二ノ一ノ二五
ノ六〇一 深谷輝雄外三千九百九十九名
紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇六号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 愛知県岡崎市大和町桑子六八ノ一
倉地正外四千九百二名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇七号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市東香里園町四ノ一
四 大村ヨ子コ外二千六十七名
紹介議員 西川きよし君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇八号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 名古屋市中区笠寺町市場九九 稲
熊昭義外五千八百五十九名
紹介議員 宮崎 秀樹君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四〇九号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡日吉町日置二五五
川島日出夫外五百六十九名
紹介議員 森山 裕君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四一〇号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 三重県津市垂水一、〇九七 田中
忠穂外三千九百九十九名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四一一号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 岡山県真庭郡久世町久世二、六五
七 福本やす子外三千八百九十七名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四一二号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 和歌山県岩橋一〇ノ一九 城喜
貴外九百九十九名
紹介議員 荒井 正吾君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四一七号 平成十五年六月二日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県大津市瀬田三ノ二ノ一九
神領美和外千九百九十七名
紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四一八号 平成十五年六月二日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県彦根市南三ツ谷町一、〇六
七ノ一 上林智美外九百九十九名
紹介議員 松岡満壽男君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四一九号 平成十五年六月二日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都江東区北砂四ノ七ノ五 宮
島由子外八百名
紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四二〇号 平成十五年六月二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都足立区伊興三ノ七ノ二四
山崎芳雄外千九百九十九名
紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四二二号 平成十五年六月二日受理
医療改悪の実施及び社会保障の改悪反対、その充
実に関する請願
請願者 岐阜県多治見市脇の島町五ノ三六
ノ二 毛戸重賀外千二百十名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四二三号 平成十五年六月二日受理
医療改悪の実施及び社会保障の改悪反対、その充
実に関する請願
請願者 岐阜市長良一、二四四ノ二六 上
田英治外千二百十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四三九号 平成十五年六月二日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 広島市東区戸坂くろめ木二ノ四ノ
一四ノ三〇三 中澤千恵美外千九
百九十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第二四四二号 平成十五年六月二日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 山口県下関市大字永田郷三八一
下村正博外三千名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第七部 厚生労働委員会会議録第二十四号 平成十五年六月二十六日【参議院】

紹介議員 林 芳正君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四四三号 平成十五年六月二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県富士宮市安居山七三八ノ一

佐野節子外二千二百一十四名

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四四四号 平成十五年六月二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市春日町一、〇三五ノ四

森沢繁雄外三千九百六名

紹介議員 山内 俊夫君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四四五号 平成十五年六月二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県木田郡庵治町六、〇三四ノ一

中島徳吉外六千四百四十七名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四四六号 平成十五年六月二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 兵庫県明石市大蔵谷清水六三八ノ九九

中根勝次外三千四百八十九名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四四九号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町横川二、一三一

一ノ瀬郁雄外千八百三十名

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五〇号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 和歌山市新中通五ノ一三 竹内正

知外千八百五十一名

紹介議員 世耕 弘成君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五一号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県河内郡河内町立伏七五ノ四

七 船山信夫外千九百九十九名

紹介議員 有村 治子君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五二号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 山形市沼木四三ノ一一 阿部

勝好外五千二百十五名

紹介議員 渡辺 孝男君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五三号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市高丘西三ノ四三ノ一

松本克巳外一万二百五十名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五四号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡羽後町杉宮字林の後

六〇ノ一 小坂キヨ外二千二百三十二名

紹介議員 齊藤 滋宣君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五五号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

村山文彦外千六百九十九名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五六号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 大分県竹田市大字飛田川二、四六

〇 後藤宗敏外三千六百三十五名

紹介議員 仲道 俊哉君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五七号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県佐野市赤見町三、二八五

吉沢登喜子外千九百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五八号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市茂呂町一ノ五五二

ノ二 石原清美外三千九百九十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四五九号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県更埴市栗佐八五三ノ二 橋

詰英樹外千七百六十一名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四六〇号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目

高橋克彦外千七百七十名

紹介議員 中川 義雄君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四六一号 平成十五年六月三日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 和歌山県田辺市秋津町四八五ノ四

中畑たみ子外千六百九十九名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二四六二号 平成十五年六月三日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府住吉区荻田五ノ一ノ二ノ二〇一

佐藤靖彦外九百九十九名

紹介議員 荒井 正吾君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二四六三号 平成十五年六月三日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台二ノ八ノ二一

森田智也外九百九十九名

紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二四六四号 平成十五年六月三日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸三条八 大坂勲

外百四名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四六五号 平成十五年六月三日受理

自立援助ホームの拡充、整備に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市南大通り四ノ二ノ一八

星俊彦外五千八百九十七名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第二五〇四号 平成十五年六月三日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 広島県福山市南本庄三ノ一〇ノ八
紹介議員 紙 原田智和外二千六百六十六名

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。
紹介議員 紙 智子君

第二五〇五号 平成十五年六月三日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 東京都江東区南砂七ノ五ノ二ノ二〇七 高梨友行外二千九百九十九名

紹介議員 中島 章夫君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二五〇六号 平成十五年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県高島郡安曇川町常磐木一一〇ノ七 西川美津子外千七百九十九名

紹介議員 河本 英典君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五〇七号 平成十五年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目安達大輔外三千五百五十五名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五〇八号 平成十五年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 長野県上田市常田二ノ二五ノ一八石井美代子外千五百五十五名

紹介議員 羽田雄一郎君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五〇九号 平成十五年六月三日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 仙台市青葉区桜ヶ丘七ノ二七ノ一二伊藤正道外七千五百一十一名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五三〇号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府豊中市東豊中町四ノ一〇ノ一五 河野泰通外二千三百四十名

紹介議員 愛知 治郎君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五二五号 平成十五年六月四日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府貝塚市麻生中八三三ノ八森下由香外千九百九十九名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二五二六号 平成十五年六月四日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八嶋崎孝信外千九百九十九名

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二五二七号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市飯坂二ノ七ノ二三岳沢桂外千八百八十八名

紹介議員 若林 正俊君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五二八号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵梅村敏明外四千九百九十九名

紹介議員 松田 岩夫君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五二九号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府豊中市東豊中町四ノ一〇ノ一五 河野泰通外二千三百四十名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五三〇号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府豊中市東豊中町四ノ一〇ノ一五 河野泰通外二千三百四十名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都江東区亀戸二ノ六ノ三〇ノ七〇四 佐々木利喜栄外二千九百五十五名

紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五三二号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都武蔵野市中町二ノ一三ノ二〇一〇一 遠藤公男外二百八十六名

紹介議員 中島 眞人君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五三三三号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市戸谷塚町四〇八岩崎満外四千九百四十六名

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五三三三三号 平成十五年六月四日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願
請願者 新潟市新崎五、〇一九 青柳正司外千四百七十八名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二五三四号 平成十五年六月四日受理
患者負担の軽減に関する請願
請願者 大阪府生野区巽中一ノ一一ノ二四西川幸子外千五百四十名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第二五三五号 平成十五年六月四日受理
医療改悪実施及び社会保障改悪反対、充実に関する請願
請願者 奈良市左京二ノ三ノ一ノ五ノ二〇三 吉田修外千七百六十六名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二〇〇五号と同じである。

第二五三六号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立に関する請願
請願者 大阪府枚方市長尾元町七ノ六〇ノ四 長島美登里外四名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二〇〇五号と同じである。

第二五三六号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立に関する請願
請願者 大阪府枚方市長尾元町七ノ六〇ノ四 長島美登里外四名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二〇〇五号と同じである。

長引く不況の下で、労働者の生活が深刻になっている。特に、パートや臨時で働く労働者は一、〇〇〇万人を超えているが、月収は政府調査でも九万五、二八七円と極端に低さである。今求められるのは、時間額の引上げと正規労働者との均等待遇である。地域最賃は、全国平均で時間額六五九円、日額五、二五六円、月二〇日働いても一〇万五、一二〇円にしかならず、生活できない低さである。地域間格差も大きいものがある。現行最賃制の下で、時間額の引上げと地域間格差の是正、下請単価の引上げが必要である。完全失業者は毎月三〇〇万人を超え、深刻な状況が続いている。この主要な原因が企業のリストラ・人減らしにあることは明らかである。今求められるのは、最高裁の判例が示している「整理解雇の四要件」を含む解雇規制の法律を制定することである。さらに、企業組織の変更に際しては、本人同意を必要とする労働者保護の法律を整備することである。日本の労働者の年間労働時間は平均二、二一〇時間と、ドイツに比べて三五〇時間も長く働かされている。また、政府統計の試算からも労働基準法に違反するサービス残業が二〇一時間もある。今求められるのは、使用者に実労働時間を正確に掌握する時間管理を義務付け、サービス残業をなくす実効ある措置を採ることである。

ついては、次の事項について実現を図られた一、パート労働者などの時間給引上げ・均等待遇

二

第七部 厚生労働委員会会議録第二十四号 平成十五年六月二十六日【参議院】

二

二

二

二

二

二

の実現、現行の最低賃金を改善すること。
二、企業による一方的な解雇を規制する法律をつくること。
三、サービス残業をなくし、時間外労働の上限設定で労働時間を短縮すること。

第二五三七号 平成十五年六月四日受理
最低保障年金制度の創設に関する請願
請願者 大阪府枚方市甲斐田町二八ノ四
宮川充子外四名

紹介議員 宮本 岳志君
政府は年金、医療、介護、福祉など社会保障を連続して改善し、高齢者、年金生活者の生活を苦しめていく。こうした中、政府は二〇〇三年度から物価スライドの凍結を解除し、年金額を減額した。国民年金を受給している人の平均額は、約五万円という低さである。政府の調査でも、老後の生活費は世帯で二十万円を必要としている。低い年金をこれ以上減らすことは、人間らしい生活を全く無視し、憲法に明記している生きる権利を踏みにじる暴挙である。さらに、政府は二〇〇四年の年金改定に向けて、保険料の引上げ、年金の切下げを検討している。高齢者の命の綱である年金を、これ以上後退させることは許せない。また、無年金者が五十五万人に上り、未加入者、未納者、免除者など、やがて無年金、低年金になる人は八八〇万人という状態を迎えている。全国の一、四三〇を超過する市町村議会が最低保障年金制度の創設を求める意見書を国に提出した。多くの市町村は、「年金が悪くなると街の経済が冷えてしまう」と、年金改定に反対している。国連の社会権規約委員会も、日本政府に年金制度に最低年金を導入することを勧告した。最低保障年金制度を求める流れは、国際的、国内的にも大きくなっている。については、次の事項について実現を図られた。

一、年金への課税強化を行わないこと。
二、二〇〇四年の年金改定に当たっては保険料の引上げ、給付額の引下げなど、これ以上の年金改悪を行わないこと。

三、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくり、すべての高齢者が安心して暮らせるようにすること。

第二五三八号 平成十五年六月四日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都墨田区江東橋一ノ七ノ二〇
ノ一、〇〇二 相川都子外八百八名

紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第二五五五号 平成十五年六月四日受理
健康保険本人の医療負担割合の二割への引下げに関する請願
請願者 横浜市中区松影町二ノ七ノ一二ノ二
二F 植木義秋外三十名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二五五六号 平成十五年六月四日受理
健康保険本人の医療負担割合の二割への引下げに関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷三ノ二ノ八
ノ三〇三 一戸葉子外三十名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第二五五七号 平成十五年六月四日受理
医療改悪の実施及び社会保障の改悪反対、その充実に関する請願
請願者 埼玉県吉川市鹿見塚七七 長谷川陽子外二千六百六十五名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第二五五八号 平成十五年六月四日受理
医療改悪の実施及び社会保障の改悪反対、その充実に関する請願
請願者 広島県呉市中通四ノ七ノ九 武知

昭外二千六百六十四名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第二五五九号 平成十五年六月四日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 東京都練馬区上石神井二ノ一三ノ八ノ二〇三 嶋田みどり外千二百十五名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五六〇号 平成十五年六月四日受理
労働法制改悪反対に関する請願
請願者 東京都青梅市新町七ノ四七ノ一
山田春子外千二百十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第二五六一号 平成十五年六月四日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 京都府中郡峰山町荒山八一二ノ五
佐野恵子外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二五六二号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市二里町中里甲四、六一七 川原ユキエ外五千八百九十六名

紹介議員 岩永 浩美君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二五六三三号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 京都府宇治市五ヶ庄西川原三二ノ八ノAノ七〇八 工藤慶子外九百二十五名

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。
第二五六四号 平成十五年六月四日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 京都府竹野郡網野町網野八六七ノ二 森野寿美代外九百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。
第二五六五号 平成十五年六月四日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願
請願者 札幌市手稲区富丘二条七ノ四、一七 河嶋トモ子外七十七名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二五六六号 平成十五年六月四日受理
食の安全を守ることに係る請願
請願者 香川県さぬき市寒川町石田東乙一六四 穴田英喜外三千四百五十七名
紹介議員 紙 智子君
次の事項について実現を図られた。
一、食の安全・安心・信頼を確保するため、安全性に疑義のあるものは認めないことを基本とした基準をつくり、守らせる体制を強化すること。
第二六一三三号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 福島県会津若松市表町七ノ八〇 坂井等外二百五十名
紹介議員 和田ひろ子君
デフレ経済の下で進められている不良債権の最終処理で、大銀行が公的資金で救済される一方、地域の金融機関の破たん・統廃合が進み、中小企業には貸はがし、貸倒りが横行し、中小零細企業が圧倒的多数の建設産業では、倒産、廃業、失

業、夜逃げ、自殺などに追い込まれる深刻な事態となっている。それだけでなく建設産業は、長引く不況の下で、公共事業の縮小のみならず、大手ゼネコンや住宅企業の中小市場への進出によって競争が激化し、中小企業では赤字受注がまかり通っており、大手ゼネコンによる採算無視の指し値発注、下請代金切下げ、不払などが横行している。公共事業の在り方も問われている。大規模プロジェクト中心のこれまでの公共事業が、国・地方の財政を圧迫し、長期債務の合計は六九三兆円という規模にまで膨らんでいる。利便性や採算性が失われ、環境破壊を進める大型公共事業の見直し、長野県の「脱ダム宣言」などに見られるように始まっている。大型公共事業は大手ゼネコンが受注し、政・官・財(業)の癒着、談合の温床ともなり、政治家の口利き疑惑には枚挙のいとまがない。さらに深刻なことは、現場では機械化や省力化が進み、建設労働者の雇用確保にはつながらず、逆に不況の下で、下請単価や労働者の賃金・労働条件が切り下げられ、大手ゼネコンだけが利益を上げられるようになっていることである。しかし、政府の二〇〇三年度概算要求は、前年度並みの規模で都市再生の名による従来型の大規模公共事業を一層進めようとしている。この中で国土交通省は、コスト削減を労働単価の切下げで行ってきたおり、これが労働者の賃金・労働条件の切下げに拍車をかけている。公共事業を実施する側も、天下り・癒着構造を温存するような公務員制度改革、特殊法人改革、職員の大規模削減で、公正な発注や施工管理に関する業務がしわ寄せを受け、道路・河川・港湾・住宅や防災対策など、国民・住民本位の公共事業実施の行政責任やサービスが果たせなくなる。防災や環境保全、住民生活の改善につながる生活密着型の公共事業に切り替え、無駄な公共事業を廃すること、国民の税金で賄われる公共事業を、大手ゼネコンだけが利益を上げるシステムでなく、ILO第九四号条約(公契約における労働条件に関する条約、五九カ国で批准・定めているように現場で働く建設業者・労働者が安心して生活できる単価・賃金を保障す

る制度の確立を求める。また、公共構造物の品質確保と事業の公正な執行ができるように、国や地方自治体の公共事業執行職場の体制を充実するよう強く求める。

ついては、次の措置を採らねたい。

一、ILO第九四号条約を批准し、公契約法を制定すること。

二、リストラ「合理化」の濫用をやめさせ、解雇規制法を制定すること。また、長時間労働を規制するとともに、サービス残業をなくすること。

第二六一四号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 東京都大田区池上六ノ二七ノ四
阿久津兼一 外百五十九名

紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六一五号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 新潟市新石山二ノ八ノ四ノ一一〇
外山博之 外百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六一六号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 名古屋市名東区宝が丘二二三ノ二
〇三 浅田一正 外百三十四名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六一七号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市戸牧字谷田三一九ノ
一六ノ一〇五 金内直樹 外六十二

名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六一八号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 徳島県美馬郡協町大字北庄一、四
〇三ノ一二 藤倉正三 外二百四十

九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六一九号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 兵庫県姫路市白鳥台二ノ五ノ一六
田中洋恵 外二百六十七名

紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二〇号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 名古屋市千種区京命二ノ一四ノ一
五 加古川克彦 外四百九十九名

紹介議員 薬科 満治君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二一号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 大分県竹田市大字穴井迫六六五ノ
三 工藤伸吾 外四百九十九名

紹介議員 仲道 俊哉君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二二号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 徳島県名西郡石井町藍畑字竜王五
〇ノ一七 田中奈都子 外二百四十

九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二七号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 さいたま市見沼区新堤一一五ノ四
田子芳雄 外九十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二三号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 徳島県板野郡土成町字北原一五六
鈴田二郎 外二百四十九名

紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二四号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 和歌山県御坊市湯川町富安二、〇
二九ノ四 佐々木実 外四百四十九名

紹介議員 大江 康弘君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二五号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似十二条九ノ六ノ
三 細川登志子 外二百四十九名

紹介議員 中川 義雄君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二六号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 徳島県名西郡石井町藍畑字竜王五
〇ノ一七 田中奈都子 外二百四十

九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二七号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 さいたま市見沼区新堤一一五ノ四
田子芳雄 外九十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二三号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 徳島県板野郡土成町字北原一五六
鈴田二郎 外二百四十九名

紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二六二四号 平成十五年六月四日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 和歌山県御坊市湯川町富安二、〇
二九ノ四 佐々木実 外四百四十九名

紹介議員 大江 康弘君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

する請願 請願者 富山県婦負郡細入村楡原五八三ノ三三 山崎博展外四百九十九名 紹介議員 又市 征治君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二六五九号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 名古屋市中区川西通六ノ八 岡村雅彦外七百四十九名 紹介議員 福本 潤一君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二六六四号 平成十五年六月五日受理 総合的難病対策の早期確立に関する請願 請願者 滋賀県守山市矢島町一、二三八 岩村吉雄外二千七百七十七名 紹介議員 山下 英利君 この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。	働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 広島市西区草津新町一ノ一九ノ四ノ八〇二 中山弘明外九百九十九名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。
第二六二八号 平成十五年六月四日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 和歌山市楠見中七四ノ五 上田朋行外二百四十九名 紹介議員 朝日 俊弘君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二六六〇号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 神奈川県相模原市青葉二ノ一ノ二 鎌田健司外五百五十四名 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二六六五号 平成十五年六月五日受理 総合的難病対策の早期確立に関する請願 請願者 福島県北会津郡北会津村大字下荒井八五 山内昌巳外六百十三名 紹介議員 佐藤 雄平君 この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。	第二七〇六号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 福島県双葉郡浪江町大字井手字唐沢九三 渡部宗一外二百四十九名 紹介議員 大脇 雅子君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。
第二六二九号 平成十五年六月四日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 富山県砺波市上中野一九六 水上雅博外千五百四十三名 紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二六六一号 平成十五年六月五日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道石狩市花川南一条六丁目 櫻庭安典外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二六六六号 平成十五年六月五日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 京都府中郡大宮町三重四六〇 河島洋介外九百九十九名 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。	第二七〇七号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 高知県香美郡香北町美良布二、六九四ノ三 大倉芳喜外四百九十九名 紹介議員 伊藤 基隆君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。
第二六五七号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前四二ノ一八ノ二〇一 佐々木崇外二百四十九名 紹介議員 平野 達男君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二六六二号 平成十五年六月五日受理 労働法制改悪反対に関する請願 請願者 北海道富良野市朝日町一三ノ七 千財秀次郎外千三百七十七名 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。	第二七〇三号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 東京都足立区椿二ノ一〇ノ一〇 馬場由利雄外九十九名 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二七〇八号 平成十五年六月五日受理 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願 請願者 広島県山県郡豊平町中原一、四五〇 松尾邦広外九百九十九名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。
第二六五八号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 福岡市東区香椎駅東二ノ九ノ二八 後藤雅俊外四百九十九名 紹介議員 後藤 博子君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二六六三号 平成十五年六月五日受理 労働法制改悪反対に関する請願 請願者 京都市西京区大原野東境谷町三ノ一ノ一九 小原道代外千二百四十一名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。	第二七〇四号 平成十五年六月五日受理 働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願 請願者 岐阜県本巣郡糸貫町長屋一、四〇〇ノ四〇 久野冷子外二百四十九名 紹介議員 ツルネンマルティ君 この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。	第二七〇九号 平成十五年六月五日受理 健保三割負担など医療費負担増の見直しに関する請願 請願者 新潟県新潟市出戸一五 上田一男外四百九十九名 紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二七一〇号 平成十五年六月五日受理

保育・学童保育予算の大幅増額による豊かな保育に関する請願

請願者 広島県廿日市市住吉一ノ三ノ二七

名 四〇三 森脇伸一外九百九十九

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二七四三号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町青木八七八

名 二五 神子沢亨外四百九十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七四四号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 北九州市八幡西区浅川台二ノ一

名 五ノ二〇四 永野久夫外八百四十七名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七四五号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 福岡市中央区薬院四ノ一五ノ八ノ

名 一ノ二二 伊志嶺摩耶外九百九十五

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七四六号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

する請願

請願者 徳島市丈六町小谷四五ノ六 久米

紹介議員 重一外二百四十九名 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七四七号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 東京都足立区西新井一ノ三三ノ四

名 七〇四 細川忠政外三百三十三名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七四八号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市共栄町一六ノ四

名 林正英外三百四十名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七四九号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町上東野二九

名 一 栗野将外三千二百二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七五〇号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 岡山市新保六六二ノ一一 末永敦

名 外六百七十二名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 東京都調布市国領町三ノ一ノ三八

名 六〇三 嶋田明彦外二百四十九

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第二七五二号 平成十五年六月五日受理

就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 沖縄県浦添市宮城三ノ一ノ八ノ四

名 一二 友利清美外二百六十八名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二七五三号 平成十五年六月五日受理

就学前の子供の医療費無料制度の早期創設に関する請願

請願者 千葉市美浜区磯辺三ノ一七ノ三

名 笹井正子外二百六十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇九九号と同じである。

第二七五四号 平成十五年六月五日受理

自立援助ホームの拡充、整備に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台四ノ八ノ一

名 〇 吉田香代子外六百六十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第二七五五号 平成十五年六月五日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 福井市天池町三五ノ一〇 伊藤義

名 枝外千九百八十九名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

患者負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府西淀川区出来島一ノ六ノ一

名 三 井上哲外千七百二十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七五七号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都柏江市中和泉五ノ五ノ一一

名 高野輝也外三千二百四十六名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七五八号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府東大阪市小阪三ノ二ノ二〇

名 前田桂子外千七百二十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七五九号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 京都市下京区筋屋町一四ノ一四〇

名 三 松木恵子外千七百二十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六〇号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 北海道釧路市桜岡六ノ四一ノ一

名 一 鎌田愛子外千七百二十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六一号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都町田市能ヶ谷町八六五ノ三

名 花田紀子外千七百二十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六二号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 神戸市垂水区つづじが丘五ノ一、四三八ノ七三 志水弘外千七百二十八名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六三号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 北海道江別市大麻泉町二ノ一七 今野友枝外千七百二十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六四号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都練馬区平和台二ノ二四ノ三 小田原幸子外三千二百四十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六五号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 川崎市中原区今井西町二ノ二六 野口綾子外千七百二十八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六六号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都台東区上野三ノ一〇ノ八 柏原紀子外千七百二十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六七号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県川口市差間二ノ三五ノ二二 田中文雄外千七百二十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六八号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府八尾市曙川東六ノ五三 阪 田俊男外千七百二十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七六九号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 横浜市神奈川区松見町二ノ五ノ二 石黒憲一外千七百二十八名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七七〇号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝川町二ノ七ノ 五〇三 天筒直子外千七百二十八名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七七一号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 神戸市西区桃台四ノ一六ノ一 藤 田祐輔外千七百二十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七七二号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府高槻市真上町五ノ四八ノ一

九 白神達也外千七百二十八名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七七三号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府吹田市内本町二ノ六ノ二二 稲益清貴外千七百二十八名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第二七七四号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡六ノ三九ノ一 谷口清三外千七百二十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第二七七五号 平成十五年六月五日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 横浜市戸塚区南舞岡四ノ一〇ノ七 山田豊子外千七百二十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二七七六号 平成十五年六月五日受理

食の安全を守ることにに関する請願

請願者 秋田県鹿角市花輪字下夕町二二〇 松田里美外六千五百七十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五六六号と同じである。

第二七七七号 平成十五年六月五日受理

食の安全を守ることにに関する請願

請願者 愛媛県伊予郡松前町徳丸一三三ノ二 近藤健一外四千三百七十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五六六号と同じである。

第二七九一号 平成十五年六月五日受理

無年金障害者の早期救済に関する請願

請願者 東京都新宿区大久保一ノ一ノ二 市橋博外六百六十二名

紹介議員 黒岩 宇洋君

二〇〇二年八月、坂口厚生労働大臣は、無年金障害者に対する「坂口試案」を公表した。これを機に、無年金障害者の救済策について厚生労働省内での検討が再開されることは、無年金障害者をなくすための新たな一歩である。一日も早い救済策を願っている全国の無年金障害者とその家族、関係者は、今後の推移を熱い思いで見守っている。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、無年金障害者の救済策を具体的に実現していくための道筋を、早急に明らかにすること。

二、救済は、学生に限らず、主婦や在日外国人であった人々はもちろん、すべての無年金障害者を対象とすること。

三、障害者が自立して生きていくだけの金額を支給すること。

四、「新・障害者プラン」の中に、障害者の所得保障における重要な柱の一つとして、この課題を位置付け、明文化すること。

五、無年金障害者に対する調査を速やかに行うこと。調査に際しては、私たちの意見を聴くこと。

第二七九二号 平成十五年六月五日受理

無年金障害者の早期救済に関する請願

請願者 札幌市南区真駒内上町一ノ一ノ一 五ノ三〇八 吉田勇吉外七百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二七九一号と同じである。

第二七九三号 平成十五年六月五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市多喜浜六ノ六

山口信二外九百九十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二七九四号 平成十五年六月五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一

九ノ一 服部真由子外九百九十九名

紹介議員 有村 治子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二七九七号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 石川県金沢市北安江一ノ二二ノ二

五 小西俊朗外二百四十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二七九八号 平成十五年六月五日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 岐阜県安八郡安八町中一、〇四三

ノ一 高橋義齊外二百四十九名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八二三号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一

九ノ一 長崎満外九百九十九名

紹介議員 宮崎 秀樹君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八二四号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂中ノ坂町四ノ一

第七部 厚生労働委員会会議録第二十四号

請願者 大阪府吹田市五月が丘南一ノ四

中尾貴彦外九百九十九名

紹介議員 続 訓弘君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八二五号 平成十五年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 群馬県安中市大竹四五 高橋亜寿

香外三千九百九十九名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第二三九二二号と同じである。

第二八二六号 平成十五年六月六日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道登別市若山町四ノ三三〇

森下律子外九百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八二七号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 岩手県一関市滝沢字鶴ヶ沢六三ノ

一四一 熊谷里夏外二百四十九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八二八号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 名古屋市中緑区池上台二ノ二六八ノ

三F 宮下純外二百二十六名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八二九号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 神戶市中央区山本通三ノ三ノ一二

二神良樹外二百四十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八三〇号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡福岡町福岡二、二三

七ノ二 伊藤登外二百四十九名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八三一号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎西町一ノ七ノ一

一ノBノ二〇二 菊地信彦外二百四十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八五九号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南二ノ五ノ三

ノ二〇三 仲田靖人外百三十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 北海道深川市西町二ノ六 田中

美保子外二百四十九名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八六二号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 宮城県石巻市蛇田字北経塚三九ノ

一一 佐々木敏外二百四十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二八六三号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 長野県佐久市岩村田一、八八〇ノ

五 小山藤子外八百七十六名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八六四号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市港町一八ノ二三

井上ひとみ外二千九百九十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八六五号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県大津市大石中四ノ五ノ二

長山宣治外九百九十九名

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八六六号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 京都市北区上賀茂中ノ坂町四ノ一

藤林雅江外九百九十九名

紹介議員 大仁田 厚君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八六七号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府柏原市法善寺四ノ四〇六ノ

一一 橋本満夫外九百九十八名

紹介議員 山本 香苗君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八九三号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 横浜市鶴見区寺谷一ノ一ノ八ノ

一〇一 三角政洋外二百四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第二八九四号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 埼玉県久喜市原五三四 岡安勝史

外九十九名

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第二八九五号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 徳島市上助任町天神四二五 前田

義夫外二百四十九名

紹介議員 広野ただし君

この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第二八九六号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 千葉県船橋市海神町南一ノ一、五

請願者

千葉県船橋市海神町南一ノ一、五

三〇一ノ一〇八 前川弘美外二

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第二八九七号 平成十五年六月六日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 石川県松任市千代野東四ノ二ノ二

角幸夫外二百四十九名

紹介議員 岩本 莊太君

この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第二八九八号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市若山三ノ一八二ノ

一 井上ひとみ外千九百九十九名

紹介議員 森下 博之君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二八九九号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町字吉原一八ノ一

八 玉岡泰久外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二九〇〇号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市大字牛島四七三ノ

一一 橋本洋子外千九百九十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二九〇一号 平成十五年六月六日受理

自立援助ホームの拡充、整備に関する請願

請願者 高知市長浜一、六五八ノ一三 宗

石麻紀外千六百六十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第二九〇二号 平成十五年六月六日受理

自立援助ホームの拡充、整備に関する請願

請願者 静岡県島田市本通七ノ八、四三二

齊藤金四郎外二千一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第二九〇三号 平成十五年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府高槻市南平台五ノ三三ノ一

八 大西信敷外二千二十二名

紹介議員 山本 香苗君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二九〇四号 平成十五年六月六日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 山形県東村山郡山辺町七四一 佐

藤茂雄外六千九百八名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二九一四号 平成十五年六月六日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都立川市錦町一ノ一四ノ五ノ

九〇二 大川武宏外五十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第二九一五号 平成十五年六月六日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県彦根市日夏町七二八ノ一

畠中教臣外千九百九十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二九一六号 平成十五年六月六日受理

自立援助ホームの拡充、整備に関する請願

請願者 高知市神田一、五一八ノ一〇 金

子沙織外千六百六十七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確

保に関する請願(第二九二四号)(第二九二五

号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する

請願(第二九二六号)(第二九二七号)(第二九

二八号)(第二九二九号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定

に関する請願(第二九三〇号)(第二九三二号)

一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

(第二九三三号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願

(第二九三三三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

(第二九三三三号)

一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確

保に関する請願(第二九六二号)(第二九六二

号)(第二九六三号)(第二九六四号)(第二九六

五号)(第二九六七号)(第二九七八号)(第二九

七九号)(第二九八〇号)(第二九八一号)

一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

(第二九八一号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願

(第二九八三三号)(第二九八四号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する

請願(第二九八五号)(第二九八六号)

一、障害者の介護・福祉制度の利用における

親・家族負担の軽減に関する請願(第二九八

七号)

一、労働基準法を始めとする労働法制の改悪反

対に関する請願(第二九八八号)(第二九八九

号)(第二九九〇号)

一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願(第三〇三二号)(第三〇三三号)(第三〇三四号)(第三〇三五号)(第三〇三六号)(第三〇三七号)
一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第三〇三八号)(第三〇三九号)(第三〇四〇号)
一、健康保険本人の医療負担割合の二割への引下げに関する請願(第三〇四一号)
一、患者負担の軽減に関する請願(第三〇四二号)(第三〇四三号)
一、小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(第三〇五七号)(第三〇五八号)(第三〇五九号)(第三〇六〇号)(第三〇六一号)(第三〇六二号)(第三〇六三号)(第三〇六四号)(第三〇六五号)(第三〇六六号)(第三〇六七号)(第三〇六八号)(第三〇六九号)(第三〇七〇号)(第三〇七一号)(第三〇七二号)(第三〇七三号)(第三〇七四号)(第三〇七五号)(第三〇七六号)(第三〇七七号)
一、医師卒後臨床研修に対する国の十分な予算措置に関する請願(第三〇七八号)
一、遺族年金の併給に関する請願(第三一〇四号)
一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願(第三一〇五号)(第三一〇六号)(第三一〇七号)(第三一〇八号)(第三一一〇九号)(第三一一一〇号)
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第三一一一号)(第三一一二号)
一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(第三一一三号)
一、医師卒後臨床研修に対する国の十分な予算措置に関する請願(第三一一四号)
一、食の安全・信頼の回復に関する請願(第三一二八号)
一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願(第三一二九号)
一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定

に関する請願(第三二二九号)
一、医師卒後臨床研修に対する国の十分な予算措置に関する請願(第三二四〇号)
一、小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(第三二四一号)(第三二四二号)
一、労働基準法を始めるとする労働法制改悪反対に関する請願(第三二四三号)
一、労働基準法労働法制度の改悪反対に関する請願(第三二四四号)
一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願(第三二四五号)(第三二四六号)(第三二四七号)(第三二四八号)
一、総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願(第三二六五号)
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第三二六六号)
一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願(第三二六七号)(第三二六八号)(第三二六九号)
一、パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願(第三二七〇号)(第三二七一号)(第三二七二号)(第三二七三号)
一、労働基準法を始めるとする労働法制の改悪反対に関する請願(第三二七四号)(第三二七五号)
一、医療改悪実施及び社会保障改悪反対、充実に関する請願(第三二八八号)
一、患者負担の軽減に関する請願(第三二九〇号)(第三二九一号)
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第三二九二号)
一、小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(第三二九三号)(第三二九四号)(第三二九五号)
一、社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願(第三二九五号)
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三二九六号)
一、働くルールの確立、建設労働者の雇用の確

保に関する請願(第三二五〇号)(第三二五一号)(第三二五二号)
一、自立援助ホームの拡充、整備に関する請願(第三二五三号)
一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第三二五九号)
第二九二四号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 兵庫県西宮市松風町三ノ一五〇一
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。
第二九二五号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 福岡県春日市宝町三ノ五二二 藤木孝志外七百四十九名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。
第二九二六号 平成十五年六月九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 大阪府堺市錦綾町一ノ一五 木村知一外九百九十九名
紹介議員 統 訓弘君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。
第二九二七号 平成十五年六月九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県八日市市平田町七二一〇 川橋慎司外九百九十九名
紹介議員 山東 昭子君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。
第二九二八号 平成十五年六月九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都町田市大蔵町二、一四七 志村妙子外千九百九十八名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。
第二九二九号 平成十五年六月九日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県彦根市小泉町九三五ノ八 上林江子外千九百九十九名
紹介議員 野上浩太郎君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。
第二九三〇号 平成十五年六月九日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願
請願者 札幌市西区西野八条五ノ一八ノ二 三 山本敏外九十九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二九三一号 平成十五年六月九日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願
請願者 新潟市三軒屋町五ノ二 金田勇外五百四名
紹介議員 黒岩 宇洋君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二九三二号 平成十五年六月九日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 北海道函館市万代町一ノ一四〇 一 伊東靖夫外八百二十一名
紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。
第二九三三号 平成十五年六月九日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府吹田市千里山東一ノ二〇ノ二七 篠原正明外二千七十七名

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二九三四号 平成十五年六月九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 富山県婦負郡山田村沼又一、六〇
六 村上恵美子外二千七名
紹介議員 野上浩太郎君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第二九六一号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 京都府中郡大宮町字明田八九三
浅田邦雅外九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九六二号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 兵庫県川西市丸の内町九ノ一 水
口信雄外四百九十九名
紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九六三号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 東京都足立区南花畑二ノ三六ノ五
加藤勇二外五百九十九名
紹介議員 福島啓史郎君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九六四号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 三重県久居市戸木町四、一六五ノ
四一 高桐美智代外七百四十九名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九六五号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 高知市一宮一六ノ二ノ二二 小松
寛明外千三百四十五名
紹介議員 田村 公平君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九六七号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 富山市布瀬町一ノ三ノ三ノ一〇二
宅美喜代治外二百四十九名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九七八号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 宮城県本吉郡津山町横山字久保三
六 佐々木伸太郎外二百四十九名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九七九号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 東京都足立区島根四ノ三六ノ五ノ
三〇四 海東清光外六百六十三名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九八〇号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡亀田町水道町一ノ

三ノ六〇 小杉哲夫外九百九十九
名 田中 直紀君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九八一号 平成十五年六月九日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願
請願者 茨城県つくば市観音台一ノ一五ノ
八 小水秀男外四百九十九名
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第二九八二号 平成十五年六月九日受理
総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願
請願者 東京都江戸川区小松川三ノ八ノ一
ノ三二〇 阪上久美子外八百一名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第二九八三号 平成十五年六月九日受理
総合的な難病対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都世田谷区玉川四ノ九ノ二七
ノ四〇七 南波成子外三千九百九
十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二九八四号 平成十五年六月九日受理
総合的な難病対策の早期確立に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡那賀町北浦三七
一 森田良恒外千八百五十六名
紹介議員 大江 康弘君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第二九八五号 平成十五年六月九日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県守山市石田町二四五ノ一五
安藤雅彦外九百九十九名

紹介議員 田中 直紀君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二九八六号 平成十五年六月九日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 吉田みさぎ外三千九百九
十九名
紹介議員 阿部 正俊君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第二九八七号 平成十五年六月九日受理
障害者の介護・福祉制度の利用における親・家族
負担の軽減に関する請願
請願者 奈良県生駒市有里町一七八ノ一七
中野健治外九百九十九名
紹介議員 沢 たまき君

政府においては障害者基本法の成立を始めとした関係法・制度の改定や「障害者プラン」の策定など、これまでにはない施策が推進されてきた。こうした中で、障害者の自立への条件が少しずつ広がってきている。しかし、介護保険制度は、わずかな年金から保険料が徴収され、要介護認定で判定されなければ保険料を支払っていてもサービスは受けられない。しかもサービス利用に当たっては、一割の利用料の負担、認定以上のサービスが必要な場合は全額自己負担など、障害者の自立と親・家族の不安が解消されるところか、これまでに以上の介護負担と費用負担が押し付けられている。取り分け、成人した障害者本人が利用するサービスであるにもかかわらず、本人だけでなく親・家族からも利用料を徴収するのが納得できない。このことは、自立を目指す障害者の人権を侵害しているだけでなく、親・家族の生活をも圧迫している。施設費用徴収金制度における親負担の撤廃を既に実現しており、このことをすべての介護・福祉制度に適用することを求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、障害者の制度利用における親・家族からの利用料徴収は、自立を目指す障害者の人権を侵害するものであり、早急にやめること。

第二九八八号 平成十五年六月九日受理

労働基準法を始めとする労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田一ノ六ノ二二

若林かつや外五万三千五百六十六名

紹介議員 井上 美代君

政府は、労働基準法を始めとする労働法制の改悪や規制の緩和を進めようとしている。政府原案では、労働基準法については、「使用者は労働者を解雇することができる」と明記し、労働者の雇用や権利を守ることを目的とした同法を变质・解体しようとしている。裁量労働制については、導入要件を緩和、適用対象業務を無原則に拡大しようとしている。これは違法であるサービス残業を合法化し長時間労働を蔓延させることになる。有期雇用契約については、その期間を一年から三年に延長しようとしている。これは常用雇用の有期雇用への大規模な置換えや、事実上の若年定年制を導入することにつながる。労働者派遣法では、今まで禁止されていた製造業や医療の社会福祉施設への派遣解禁や、派遣期間の一年から三年への延長などを行った。いずれも、不況の下で不安定な状態に追いやられている労働者の雇用を、一層不安定化させ、消費を冷え込ませ、社会不安を高めることにつながり、日本の経済と社会のためにならない。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、「使用者は労働者を解雇することができる」と労働基準法に明記することをやめ、解雇に正当な理由があることの立証責任を使用者に課すること。
二、労働基準法に、「整理解雇の四要件」を盛り込むこと。
三、裁量労働制(企画型)の導入要件の緩和と、対

象事業場の拡大をしないこと。

四、有期雇用契約の上限を延長せず、契約を更新する場合は、期間の定めのない契約とする。

五、派遣労働者取り分け登録型派遣労働者の雇用と権利を保護する具体的措置を採ること。

六、雇用保険制度の充実を図ること。

第二九八九号 平成十五年六月九日受理

労働基準法を始めとする労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 札幌市北区北十条西一ノ三ノ二

ノ六〇五 工藤祐子外五万三千四十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九八八号と同じである。

第二九九〇号 平成十五年六月九日受理

労働基準法を始めとする労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉市花見川区花見川七ノ八ノ五

〇八 齊藤實外二百七十名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二九八八号と同じである。

第三〇三二号 平成十五年六月十日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 静岡市土太夫町三七ノ四〇一 大

濱直子外四百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第三〇三三三号 平成十五年六月十日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 群馬県前橋市紅雲町一ノ三ノ九

山本みか外九十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第三〇三四号 平成十五年六月十日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 熊本市田迎町良町一、五二二 中

村静雄外二百七十七名

紹介議員 木村 仁君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第三〇三五五号 平成十五年六月十日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 山口県下関市東観音町一八ノ一二

松本直哉外七百四十七名

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第三〇三六六号 平成十五年六月十日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 長野県上田市上田原五〇一ノ二

西澤博子外二百四十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第三〇三七七号 平成十五年六月十日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 北九州市八幡西区浅川日の峯二ノ

二ノ四 村田治美外九万四千三百七十五名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二六一三三号と同じである。

第三〇三八八号 平成十五年六月十日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道室蘭市中島本町三ノ二〇九

ノ四四 月館敦外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇三九号 平成十五年六月十日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市南台一ノ三ノ四

小沢伴三外七百四十一名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇四〇号 平成十五年六月十日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 東京都東村山市秋津町三ノ三ノ

九九 武井隆典外六百五十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇四二号 平成十五年六月十日受理

健康保険本人の医療負担割合の二割への引下げに関する請願

請願者 横浜市緑区中山町六六 高橋敏夫

外三十名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一八五六号と同じである。

第三〇四二二号 平成十五年六月十日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都江東区北砂五ノ一七ノ四五

藤義弘外一万二千四百七十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二〇七二一七号と同じである。

第三〇四三三号 平成十五年六月十日受理

患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都西東京市南町四ノ一〇ノ六

大堀啓三郎外一万二千四百七十

九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇七一号と同じである。

第三〇五七号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県八日市市平田町七一七ノ一

佐藤匡外九百九十九名

紹介議員 北岡 秀二君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇五八号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 福井県坂井郡金津町春宮二ノ二、

二二四ノAノ一〇二 久保広幸外

二千三百四十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇五九号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都杉並区方南町二ノ二五ノ一

六ノ一〇二 館野淳一外二千三百

四十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六〇号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡高野口町名古曾三

六ノ一〇二 西川永典外二千三百四

十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六一号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県高島郡今津町弘川一、〇二

二ノ四 前川京子外二千三百四十

九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六二号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 仙台市青葉区南吉成一ノ一三ノ一

六 石川隆一外二千三百四十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六三号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

ノ五F 西山美保外二千三百四十

九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六四号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 神戸市長田区上池田五ノ六ノ一二

大谷成博外二千三百四十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六五号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 北海道旭川市神楽六条一三ノ四ノ

三 植田勝美外二千三百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六六号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都大田区東横町九ノ一〇 平

浜隆外二千三百四十九名

九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六七号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 横浜市南区永田東一ノ一〇ノ一八

ノAノ三〇九 多田正美外二千三

百四十九名

紹介議員 小泉 親司君

第三〇六八号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 群馬県佐波郡境町下武士二、六七

七ノ一 北本信江外二千三百四十

九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇六九号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町立野字東畑一

〇〇 石田卓也外二千三百四十九

名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七〇号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡三八ノ九 村上

文彦外二千三百四十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七一号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 横浜市戸塚区名瀬町一、八六三ノ

二ノ一〇三 海野博外二千三百四

九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七二号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一

九ノ一 大野健志外二千三百四十

九名

紹介議員 八田ひろ子君

第三〇七三号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 広島県賀茂郡豊栄町乃美二、八四

一ノ一 高橋幸雄外二千三百四十

九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七四号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 沖縄県浦添市西原一ノ一八ノ九ノ

一〇三 渡慶次憲功外二千三百四

十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七五号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 大阪府東淀川区下新庄二ノ七ノ一

ノ一、一〇三 亀井ハルミ外二千

三百四十九名

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七六号 平成十五年六月十日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 島根県八束郡宍道町宍道一、四一

一ノ一 土江一弘外二千三百四十

九名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七七号 平成十五年六月十日受理
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願
請願者 長野県下伊那郡根羽村四〇八ノ一
浅井征雄外二千三百四十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三〇七八号 平成十五年六月十日受理
医師卒後臨床研修に対する国の十分な予算措置に
関する請願
請願者 愛媛県温泉郡川内町北方三、一一
八ノ一ノ二〇一 渡辺真記子外百
七十一名
紹介議員 谷 博之君

二〇〇〇年一二月の医師法等改正により、二〇
〇四年度からの医師卒後初期臨床研修(以下、卒後
研修)が必修になる。現在、不完全な部分はあり
つつも、新卒後研修制度が研修施設・プログラム
登録などの部分で既に執行されている。今回の必
修化はインターン制度の廃止から三六年度の改
革となるもので、現在の貧困な卒後研修が本格的
に改善されるものでなければならぬ。しかし、
最も改善が望まれている、卒後研修改善に必要な
財源についての議論は進んでおらず、財源確保が
行われなければ骨抜ききの制度改革となってい
まい、将来の研修制度にも禍根を残す結果となっ
てしまいかねない。研修医がアルバイトをしないで
研修に専念できるように給与の保障を始め、研修
医が労働者であることを認識した上で、処遇の確
保に全力を尽くすことを求める。労働時間の管理
により研修医の過酷な労働条件を緩和すること、
研修医すべてを常勤職員として採用し、共済や健
康保険などへ加入させることを求める。また、指
導医に対する時間的・経済的な保障や指導医の養
成・確保、研修施設のパソコン環境や図書館など
の学習環境に対しても研修補助予算が必要であ

る。これらのことが行われるためにも、国が責任
を持って卒後研修改善の財源を確保することを求
める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、研修医がアルバイトせずに研修に専念できる
だけの十分な財政的保障を国が責任を持って行
うこと。

第三一〇四号 平成十五年六月十日受理
遺族年金の併給に関する請願
請願者 福島県耶麻郡塩川町中町一、九二
四 一重惟子外百五十名
紹介議員 和田ひろ子君

配偶者の死亡に遭遇した共働きの女性は、悲し
みと遺族年金の切捨てというダブルパンチを受け
た。また、ノイローゼにまで追い込まれた人もい
た。これは家事・育児・老親の世話をしなが
ら働き続け、高い掛金を掛け続けてきた女性を無
視するも当然である。平成六年の年金法改正に伴
い、併給第三の選択が特設され、若干の不合理的
正にはなったが、共働きの遺族(その多くは女性)
の労力への見返りはまだ少ない。切捨て主義を改
め、人道的な措置を早急に求める。また、共働
きか否かにかかわらず働く者の権利を尊重し、若
者には働く意欲と老後には働きたい(働いただけ
報われる)を実感できる社会となるよう、苦勞に
公平に報いる年金制度の改正のため、取り組みこ
とを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、将来の共働きに対する遺族年金併給のビジョ
ンとして、自己の年金の全額と遺族年金の二分
の一(三分の一の併給型とすること。又は遺族
年金全額と自己の二分の一(三分の一の選択も
できるようにすること。配偶者の死亡年度(昭
和六十一年度以前以後)にかかわらず認めるこ
と。

第三一〇五号 平成十五年六月十日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に
関する請願
請願者 横浜市神奈川区松見町三ノ九一四
ノ一一 鈴木淳外二百九十九名
紹介議員 中島 章夫君
この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第三一〇六号 平成十五年六月十日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に
関する請願
請願者 長野県伊那市大字美鷲五、五七八
赤羽博章外四百九十九名
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第三一〇七号 平成十五年六月十日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に
関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡栗橋町大字小右衛
門六二九 飯塚てる子外九十九名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第三一〇八号 平成十五年六月十日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に
関する請願
請願者 富山県滑川市坪川新三ノ七 山口
成昭外二千四百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第三一〇九号 平成十五年六月十日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に
関する請願
請願者 三重県多気郡明和町大字竹川四六
〇ノ二 奥山知彦外七百六十五名
紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。
第三一一〇号 平成十五年六月十日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に
関する請願
請願者 千葉県柏市藤心二ノ七ノ六 徳田
亮介外四百九十九名
紹介議員 齋藤 勁君
この請願の趣旨は、第二六二三号と同じである。

第三一一一号 平成十五年六月十日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 長崎市西小島二ノ二ノ七 岩永亨
外六百二十五名
紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第三一二二号 平成十五年六月十日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 東京都町田市図師町七三〇ノ三四
鈴木勲外三千九百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第三一二三号 平成十五年六月十日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願
請願者 北海道函館市松陰町一八ノ一五
柳沢和昭外八百三十名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第三一二四号 平成十五年六月十日受理
医師卒後臨床研修に対する国の十分な予算措置に
関する請願
請願者 仙台市泉区旭丘堤一ノ二五ノ一一
明城和子外百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三〇七八号と同じである。

第三二二八号 平成十五年六月十日受理
食の安全・信頼の回復に関する請願

請願者 福島県安達郡大玉村玉井字中山一

三 渡辺正人外百九十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第三二二九号 平成十五年六月十日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 東京都足立区鹿浜六ノ一四ノ一五

鈴木幸夫外九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二三九号 平成十五年六月十一日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

請願者 北海道旭川市東光六条八ノ四ノ三

大西聖司外九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二四〇号 平成十五年六月十一日受理

医師卒後臨床研修に対する国の十分な予算措置に関する請願

請願者 島根県出雲市塩治原町三ノ一ノ一

八 清野洋外百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三〇七八号と同じである。

第三二四一号 平成十五年六月十一日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 島根県松江市邑生町六六四 安達

通男外九百九十九名

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三二四二号 平成十五年六月十一日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 京都市上京区黒門通下長者町上ル

南小大門町五六三 西村みつ子外

九百九十九名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三二四三号 平成十五年六月十一日受理

労働基準法を始めとする労働法制改悪反対に関する請願

請願者 大分市城崎町三ノ二ノ二ノ九〇

三 渡部庸外三百五十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

政府は企業のリストラ・合理化を一層やりやすくするために、労働基準法を始めとする労働法制の改悪や規制の緩和を打ち出した。本来、労働者の雇用や権利を守るはずの労働基準法について

は、殊更に解雇は使用者側の自由であるという前提を明示したり、解雇問題を金銭で解決することを認めるなど、労働基準法の変質とリストラ促進の改悪を提案している。また、サービス残業や長時間過密労働を引き起こしている裁量労働制の適用対象業務の拡大や、短期雇用で労働者を入れ替

えやすくするために有期雇用契約期間の一年から三年への延長も行おうとしている。労働者派遣法では、禁止されていた製造業への派遣解禁、派遣期間の一年から三年への延長などを行った。これらの改悪は、雇用を一層不安定な状態に追いやることになる。

ついては、次の措置を採られたい。

一、解雇自由の原則を撤回し、労働基準法に「整理解雇の四要件」を盛り込むこと。「正当な理由があること」の立証責任を使用者に課すこと。

二、金銭補償によって違法・無効な解雇を認める制度を導入しないこと。

三、裁量労働制（企画型）の導入要件を緩和しないこと。

四、有期雇用契約の上限を延長せず、契約を更新する場合は期間の定めのない契約とすること。

五、派遣労働者取り分け登録型派遣労働者の雇用と権利を保護する具体的措置を採ること。

六、雇用保険制度の充実を図ること。

第三二四四号 平成十五年六月十一日受理

労働基準法等労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 大分県日田市田島一ノ八ノ九 高

倉徹男外十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

政府は企業のリストラ・合理化を一層やりやすくするために、労働基準法を始めとする労働法制の改悪や規制の緩和を打ち出した。本来、労働者の雇用や権利を守るはずの労働基準法について

は、殊更に解雇は使用者側の自由であるという前提を明示したり、サービス残業や長時間過密労働を引き起こしている裁量労働制の適用対象業務の拡大や、短期雇用で労働者を入れ替

えやすくするために有期雇用契約期間の一年から三年への延長も行おうとしている。労働者派遣法では、禁止されていた製造業への派遣解禁、派遣期間の一年から三年への延長などを行った。これらの改悪は、雇用を一層不安定な状態に追いやることになる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、解雇自由の原則を撤回し、労働基準法に「整理解雇の四要件」を盛り込むこと。「正当な理由があること」の立証責任を使用者に課すこと。

二、裁量労働制（企画型）の導入要件を緩和しないこと。

三、有期雇用契約の上限を延長せず、契約を更新する場合は期間の定めのない契約とすること。

四、派遣労働者取り分け登録型派遣労働者の雇用と権利を保護する具体的措置を採ること。

第三二四五号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代一、九二三

ノ五 加藤功一郎外九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二四六号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 徳島市国府町東高輪二九一ノ一

和田肇外二百二名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二四七号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 長崎県島原市新湊二ノ一、七四八

ノ八〇 吉田清登外三百八十五名

紹介議員 西岡 武夫君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二四八号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 静岡県富士市米之宮町一六八 深

沢修司外二百五十三名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二六五号 平成十五年六月十一日受理

総合的な肝疾患対策の拡充に関する請願

請願者 東京都東久留米市中央町二ノ九ノ

二〇 市川久子外八百二十九名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第二二〇七号と同じである。

第三二六六号 平成十五年六月十一日受理

総合的な難病対策の早期確立に関する請願

請願者 横浜市鶴見区北寺尾五ノ四ノ二九

深谷昌雄外千九百九十九名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第三二六七号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

兵庫県篠山市下篠見八八ノ一
塚西豊志外二百四十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二六八号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

東京都足立区六木一ノ五ノ七ノ五

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二六九号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

岡山市津島南二ノ五ノ七 小原久
美子外千四百十名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二七〇号 平成十五年六月十一日受理

パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願

東京都練馬区石神井台五ノ二〇ノ四
星雅之外四千五百五十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。

第三二七三号 平成十五年六月十一日受理

パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願

東京都品川区中延六ノ六ノ九ノ二
〇二 小浦美奈子外四千五百四十
八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。

第三二〇四号 平成十五年六月十一日受理

パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願

横浜市戸塚区汲沢二ノ一ノ五ノC
ノ一、〇〇四 森山亜紀子外四千
五百四十八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。

第三二〇五号 平成十五年六月十一日受理

パートタイム労働法の実効ある改正に関する請願

福岡市東区雁の巣二ノ一〇ノ二ノ
四〇三 松山広介外四千五百四十
八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四三五号と同じである。

第三二〇六号 平成十五年六月十一日受理

労働基準法を始めとする労働法制度の改善反対に関する請願

栃木県宇都宮市石井町二、九八八
ノ二 高橋玲子外三百四十七名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二九八八号と同じである。

第三二〇七号 平成十五年六月十一日受理

労働基準法を始めとする労働法制度の改善反対に関する請願

岩手県大船渡市大船渡町字明神前
二二ノ四 伊東直子外二百三十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九八八号と同じである。

第三二〇八号 平成十五年六月十一日受理

医療改悪施設及び社会保障改悪反対、充実に
関する請願

さいたま市西区西遊馬一、一〇五
ノ一 宇都宮勉外百八十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二〇〇五号と同じである。

第三二〇九号 平成十五年六月十一日受理

患者負担の軽減に関する請願

さいたま市西区西遊馬一、一〇五
ノ一 宇都宮勉外七千二百一十一名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第三二一〇号 平成十五年六月十一日受理

患者負担の軽減に関する請願

長野市居町六六 山田一夫外七千
百一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二〇七二号と同じである。

第三二一一号 平成十五年六月十一日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

京都市下京区西七条東久保町二一
伊藤和夫外九百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第三三九二号と同じである。

第三二一二号 平成十五年六月十一日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 橋垣文子外九百九十九名

紹介議員 西銘順志郎君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三二一二三号 平成十五年六月十一日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

神奈川県横須賀市追浜本町一ノ一
一九ノFノ四 片野茂外九百九十
九名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三二二四号 平成十五年六月十一日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

埼玉県川越市吉田一〇七ノ一四
泉野隆司外三千九百九十九名

紹介議員 長谷川 清君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第三二二五号 平成十五年六月十一日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願

さいたま市大宮東町一ノ一〇六
高野幹夫外七百一十一名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二二六号 平成十五年六月十一日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

静岡県富士宮市村山一、五二〇ノ
三 大森衛外二千五百十五名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第三二二七号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

東京都足立区舎人一ノ二ノ一 原
田英俊外九十九名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三二二八号 平成十五年六月十一日受理

働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪
一〇、九一六ノ二 原裕子外六百
一名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三三三二号 平成十五年六月十一日受理
働くルールの確立、建設労働者の雇用の確保に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町西脇七九〇
ノ一八一 足立行生外二百四十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二六一三号と同じである。

第三三三三号 平成十五年六月十一日受理
自立援助ホームの拡充、整備に関する請願

請願者 東京都多摩市愛宕四ノ四一ノ二ノ
七〇一 新村五雄外二千百三十八名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第三三三九号 平成十五年六月十一日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目
豊島志織外千六百二十九名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。